

第2期八代市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年3月
八代市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と取組み	5
第2章 八代市の現状と課題について	6
1 統計データでみえる八代市の現状	7
2 八代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査からみえる八代市の現状	20
3 熊本県子どもの生活に関する実態調査からみえる八代市の子どもの貧困の現状	31
4 八代市の子どもと家庭を取り巻く課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	42
2 基本的な視点	43
3 基本テーマ	44
4 施策の体系	46
第4章 施策の展開	48
基本テーマ1 地域における子育て支援の充実	49
基本テーマ2 子育て家庭に対する切れ目のない支援体制の推進	54
基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	58
基本テーマ4 子どもの安全確保と生活環境の整備	61
基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進	64
基本テーマ6 さまざまな困難を抱える子育て家庭への対応などきめ細やかな取組みの推進	67
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	71
1 提供区域の設定	72
2 子どもの人口の見込み	73
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	74
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	90
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	90
第6章 計画の推進	91
1 施策の実施状況の点検	92
2 国・県等との連携	92
参考資料	93
1 八代市子ども・子育て会議設置条例	94



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

第2次八代市総合計画では、本市のまちづくりを進めていくにあたって、目標とする市の姿として、「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”」を将来像としています。

総合計画の基本目標の1つである「誰もがいきいきと暮らせるまち」において、安心して子どもを生き育てられるまちづくりを目指し、子育てに対する孤立感や負担感の解消のため、相談や支援体制の充実を図ることとしています。

子育て支援については、平成27年に『八代市子ども・子育て支援事業計画』（第1期計画）を策定し、総合的に進めてきました。

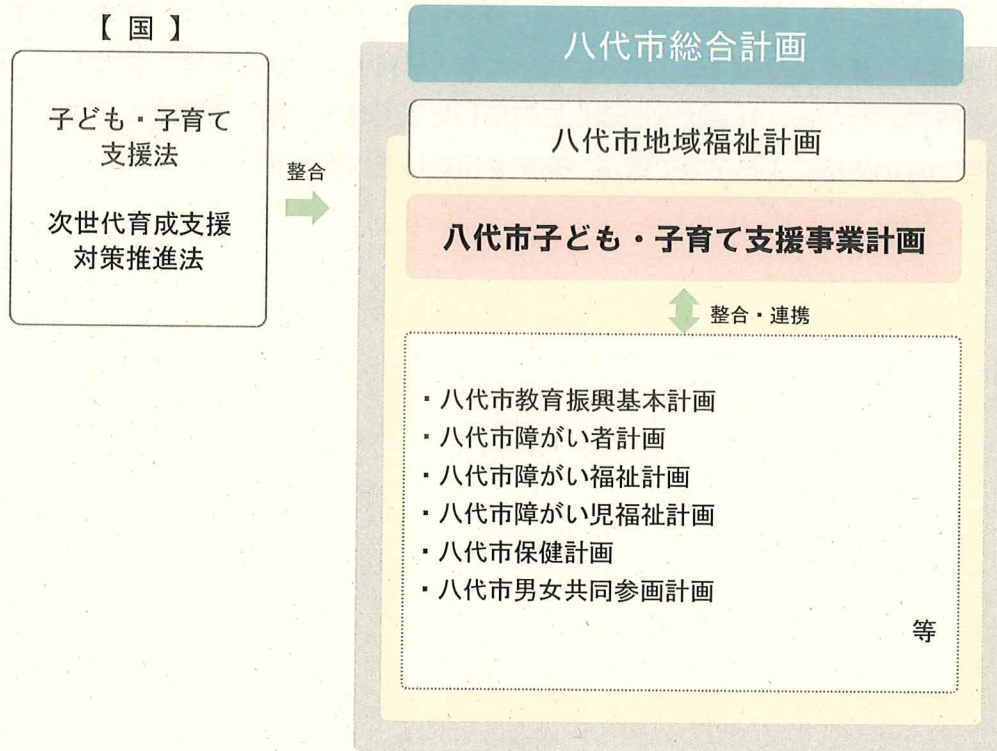
この度、第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期八代市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、各計画と連携しながら、社会状況の変化に対応した子ども・子育て支援施策を推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。



3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、市町村総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期八代市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と取組み

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「八代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童保護者：就学前児童のいる保護者

小学生児童保護者：小学校1～5年生の児童のいる保護者

② 調査期間・方法

就学前児童保護者：令和元年5月8日から令和元年5月27日

郵送による配布・回収

小学生児童保護者：令和元年5月13日から令和元年5月27日

学校を通じた直接配布・回収

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	4,255通	2,209通	51.9%
小学生児童保護者	5,289通	4,441通	84.0%

(2) 八代市子ども・子育て会議による審議


計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「八代市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) 庁内検討部会による協議

計画の策定にあたり、市の子育てに関する関係部署により、部会を設置し、計画の内容等について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和元年12月23日から令和2年1月22日の期間、パブリックコメントを実施し、意見を公募しました。



第2章

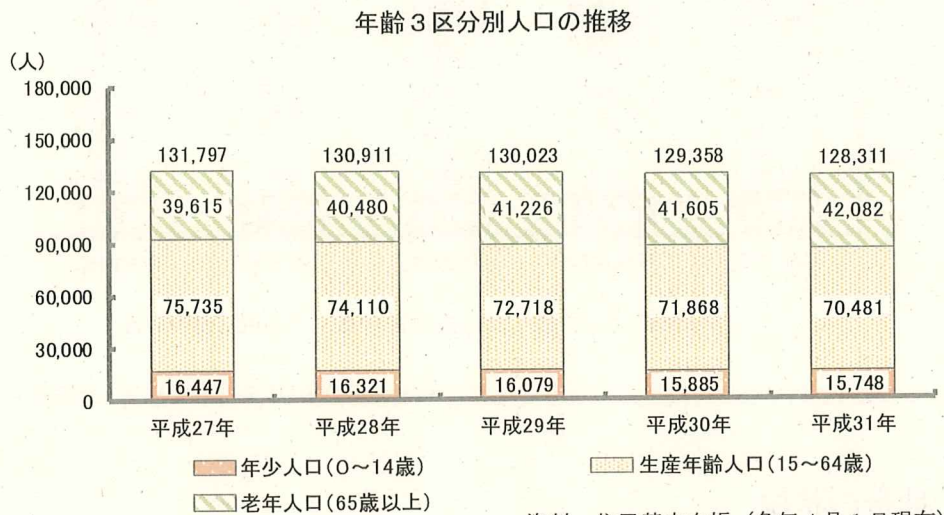
八代市の現状と課題について

1 統計データでみえる八代市の現状

(1) 人口の状況

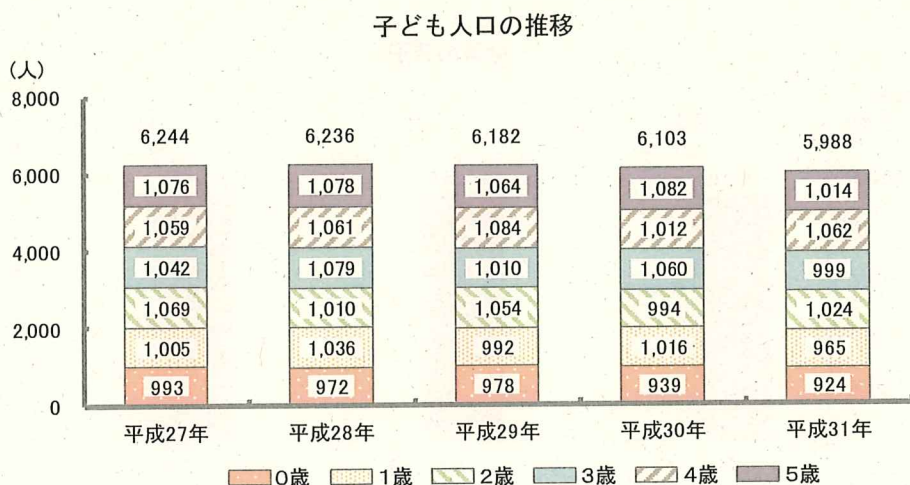
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年度で128,311人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



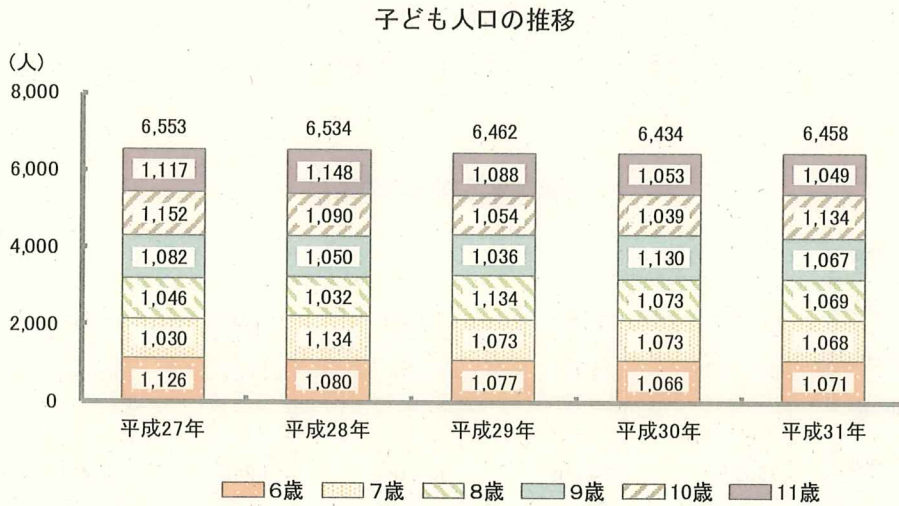
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は減少傾向となっており、平成31年4月現在で5,988人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は減少傾向となっており、平成31年4月現在で6,458人となっています。特に他の年齢に比べ、11歳の減少率が高くなっています。

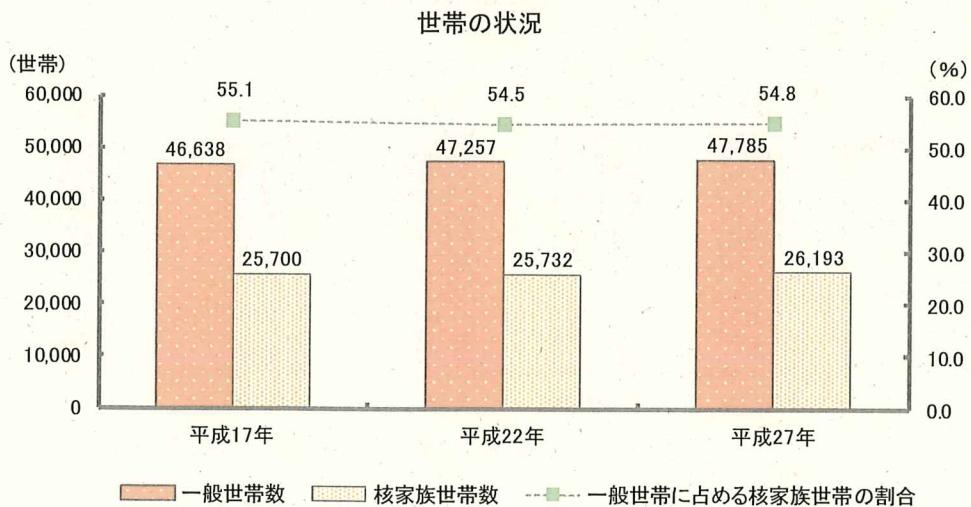


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

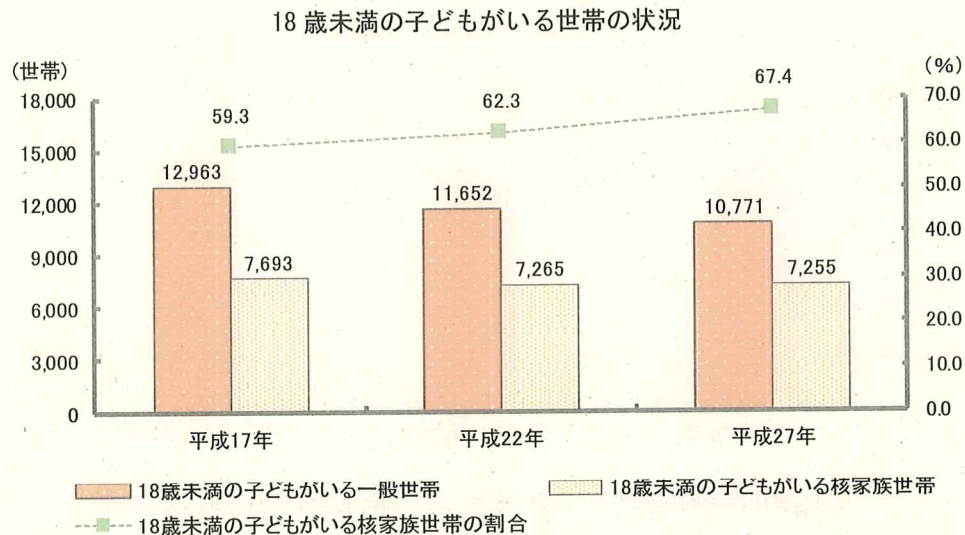
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で26,193世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。



資料：国勢調査

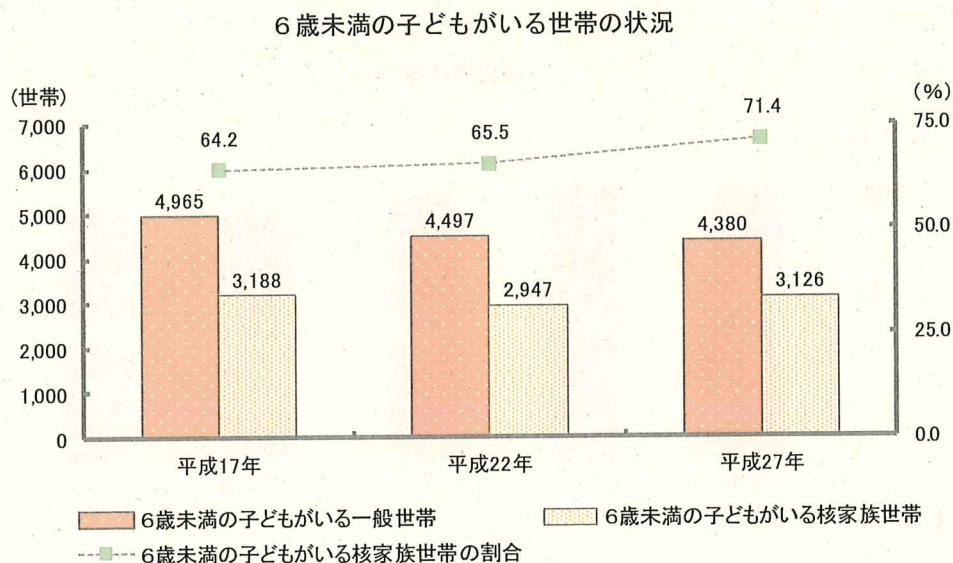
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で10,771世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



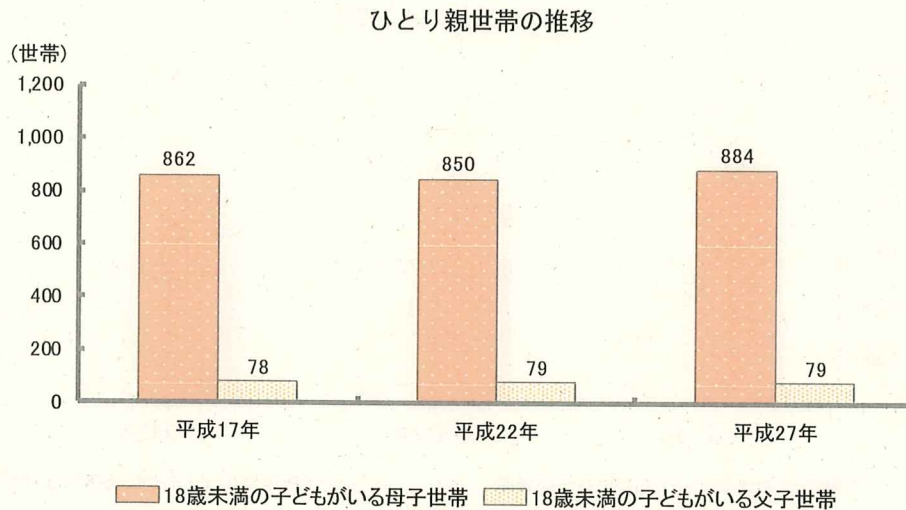
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で4,380世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しており、平成27年で884世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯はほぼ横ばいとなっています。

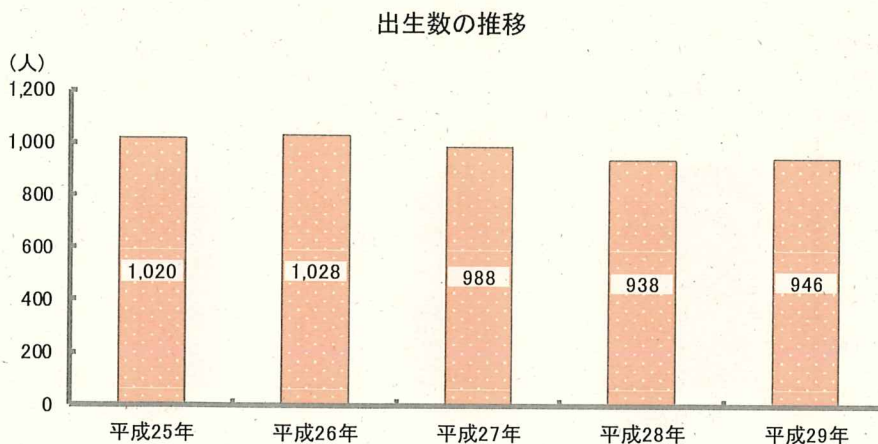


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

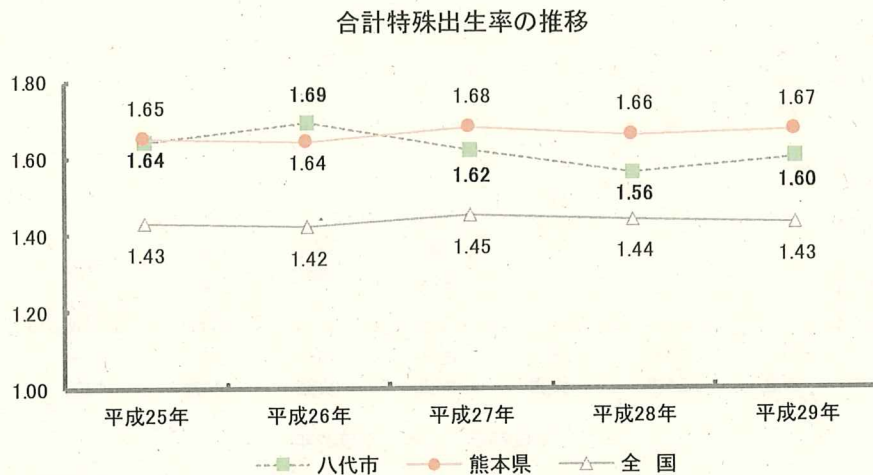
本市の出生数は減少傾向となっており、平成29年度で946人と過去5年間で約7%減少しています。



資料：熊本県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般的に少子化問題との関係で用いられます。平成29年で1.60となっています。また、全国・県と比較すると全国よりは高く推移していますが、県よりは低く推移しています。

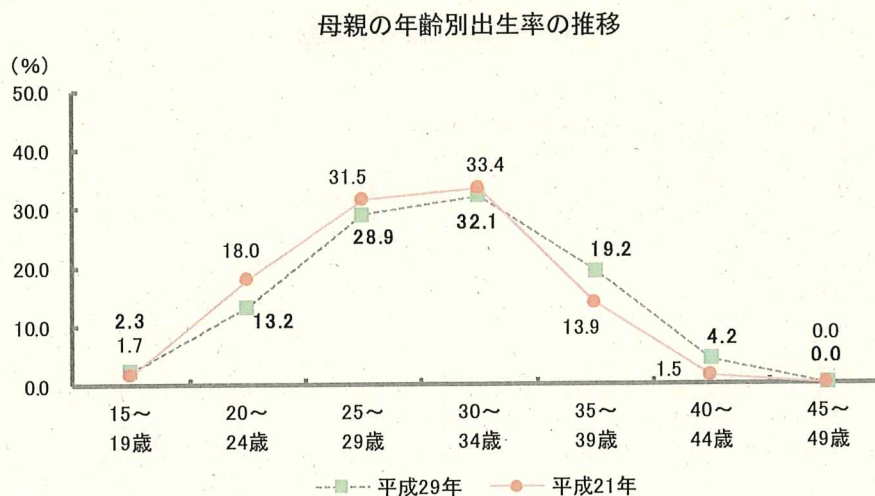


資料：各都道府県人口動態統計（市、県）厚生労働省人口動態調査（国）

※八代市の合計特殊出生率は5歳階級出生数で算出

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成21年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

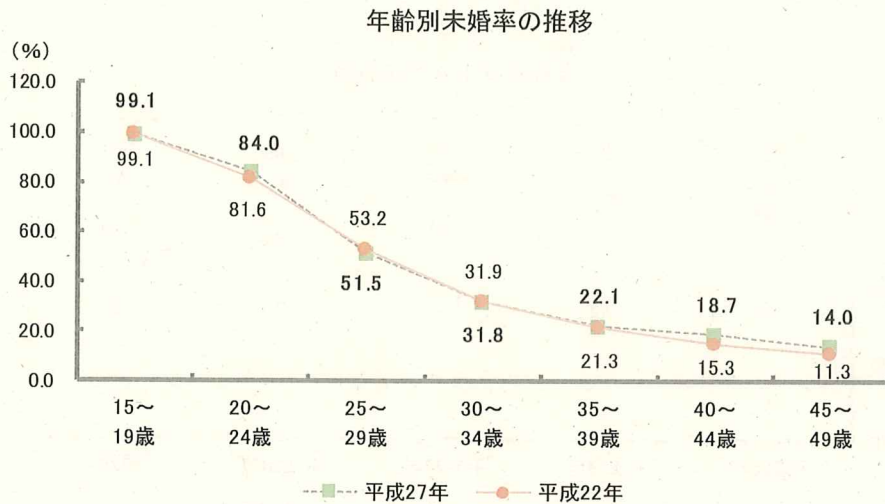


資料：熊本県衛生統計年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

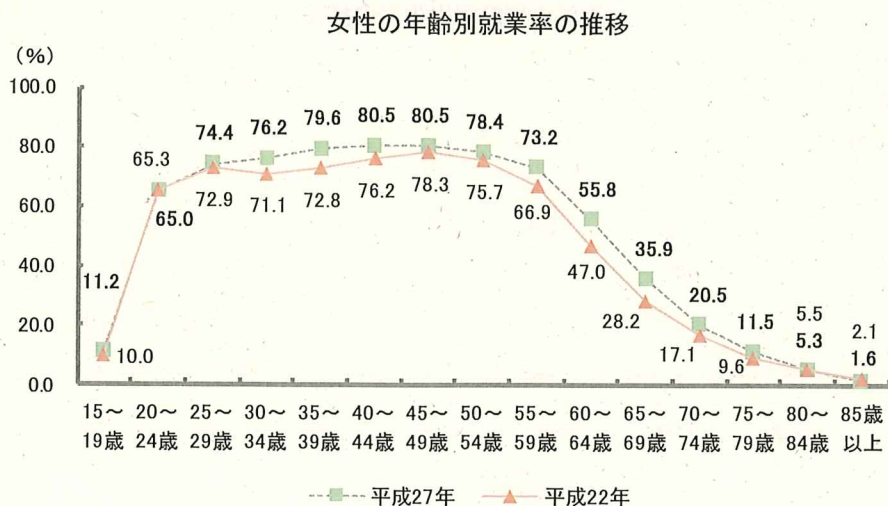
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況

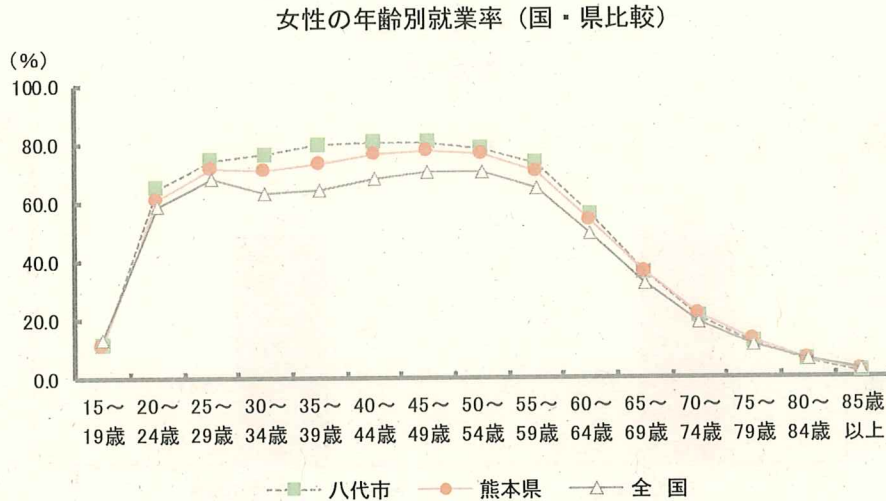
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、平成22年では出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていましたが、落ち込みの大きい30～39歳の就業率が平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年では緩やかなカーブになっています。



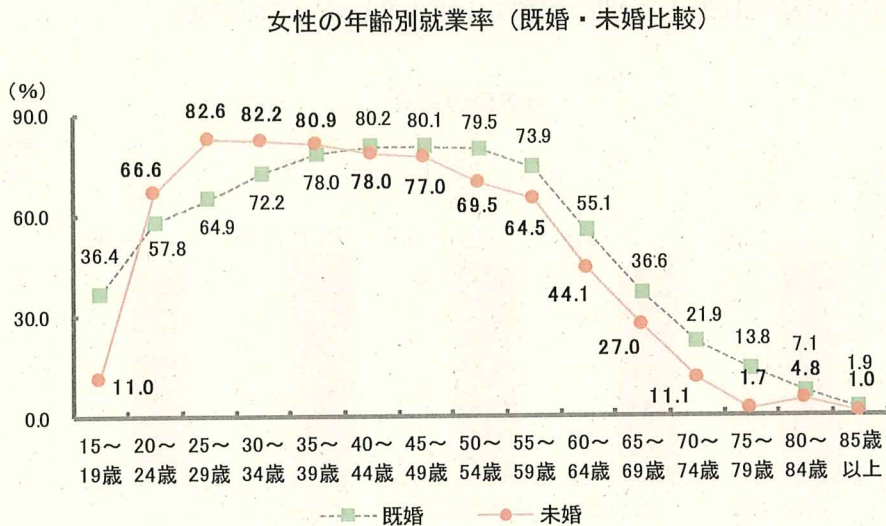
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、69歳までは高くなっていますが、70歳以降では全国、熊本県よりは低い傾向となっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

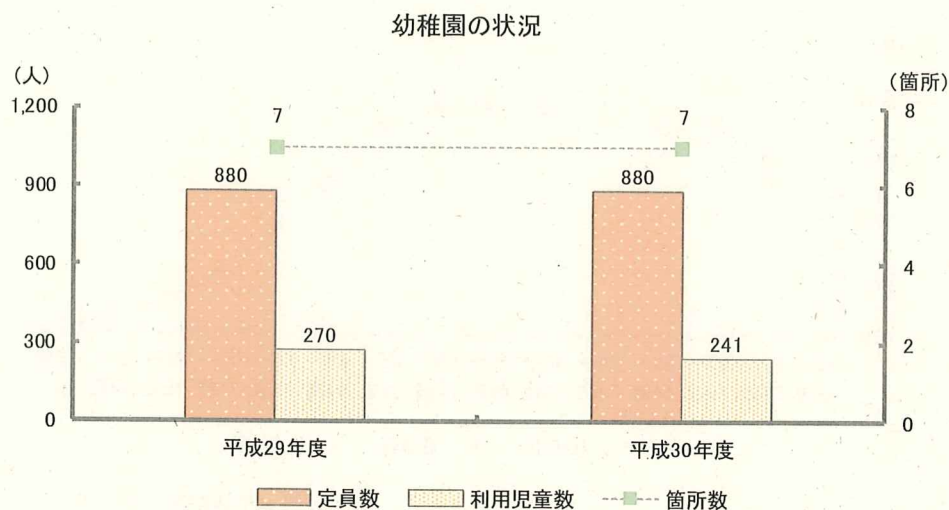
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

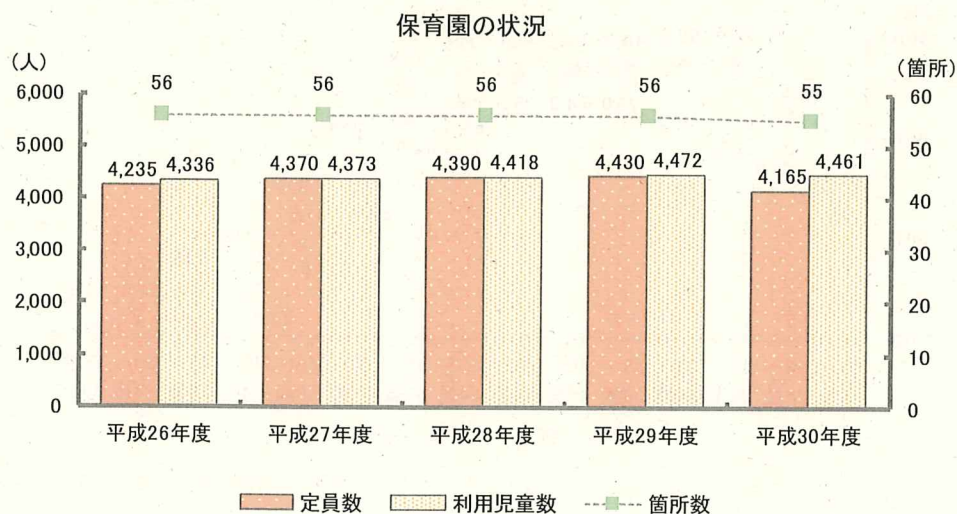
本市の幼稚園の状況を見ると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、利用児童数は減少し、平成30年度で241人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

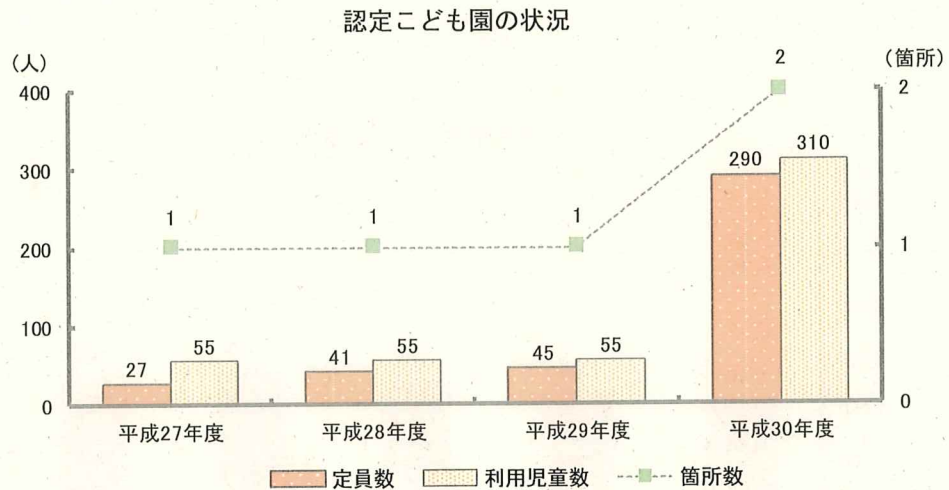
本市の保育園の状況を見ると、箇所数はほぼ横ばいとなっていますが、定員数・利用児童数は平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しており、平成30年度で定員数4,165人と利用児童数4,461人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

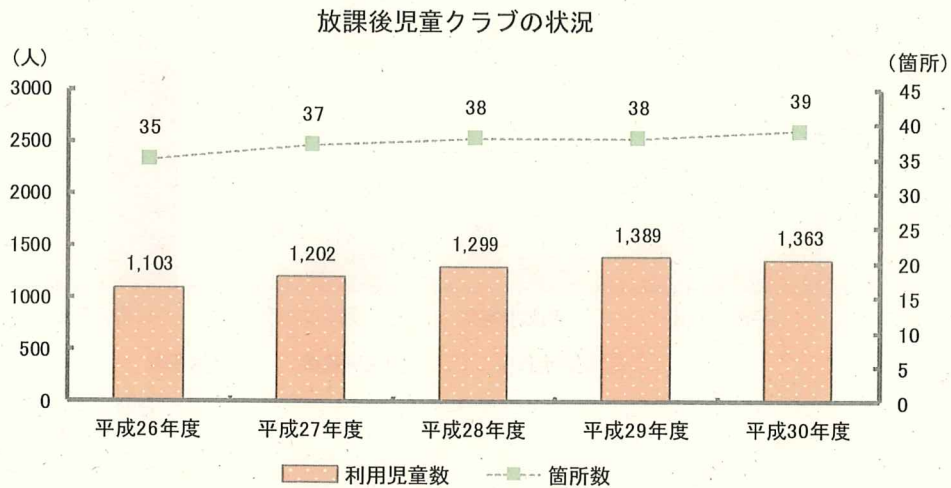
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加傾向にあります。



(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの箇所数と利用児童数の推移

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は、これまで増加傾向にありましたが平成30年度にいったん減少しています。また、箇所数は増加しており、平成30年度で利用児童数は1,363人で、箇所数は39箇所となっています。

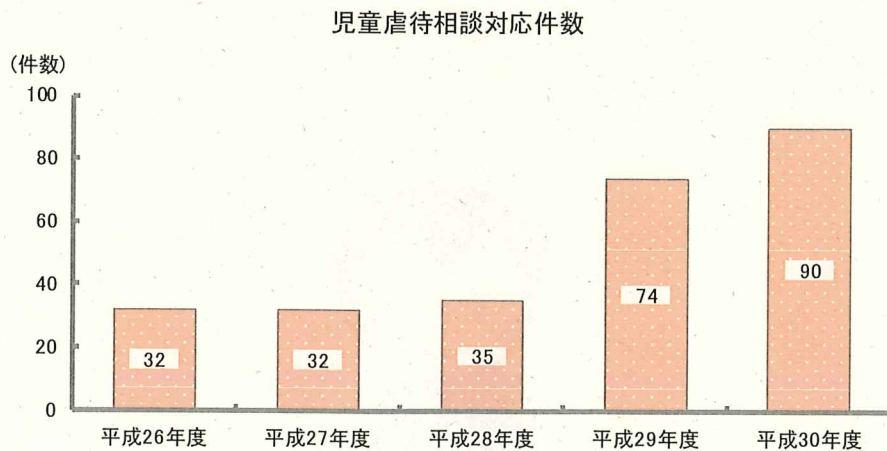


資料：市の統計

(8) その他の状況

① 児童虐待相談対応件数の推移

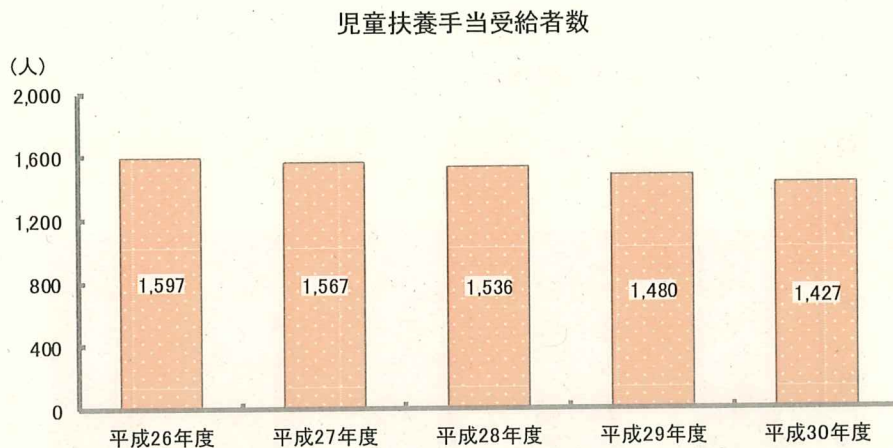
本市の児童虐待相談対応件数は増加傾向となっており、平成30年度で90人と過去5年間で約3倍増加しています。



資料：市の統計

② 児童扶養手当受給者数の推移

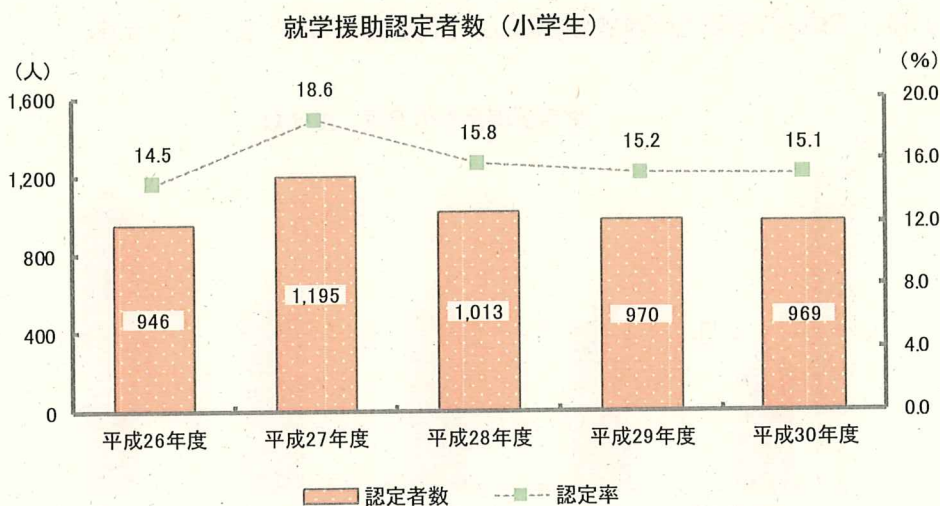
本市の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成30年度で受給者数が1,427人となっています。



資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

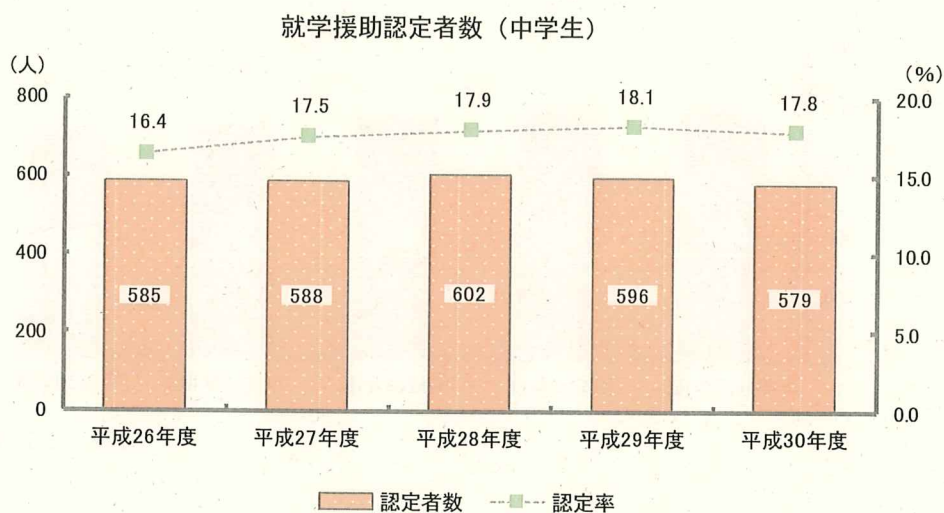
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は平成27年度以降年々減少しており、平成30年度で認定者数が969人、認定率が15.1%となっています。



資料：市の統計

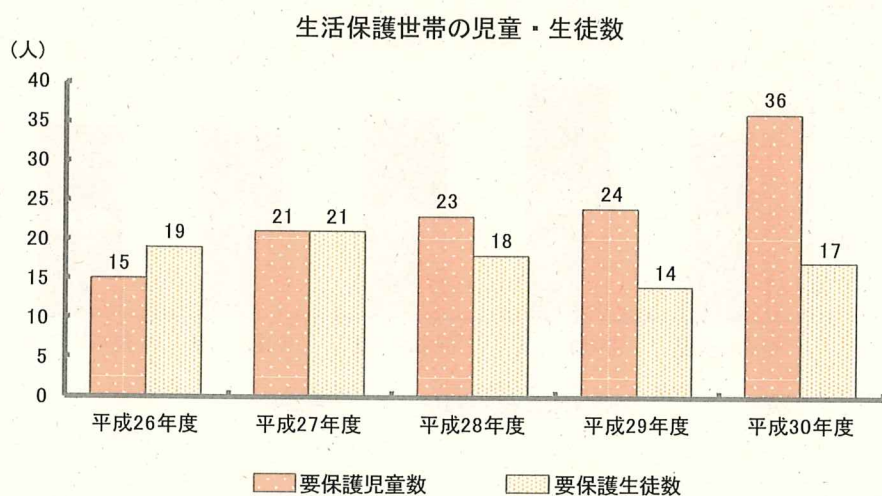
④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は平成26年度から増加した後、認定者数は平成28年度、認定率は平成29年度を境に減少し、平成30年度で認定者数が579人、認定率が17.8%となっています。



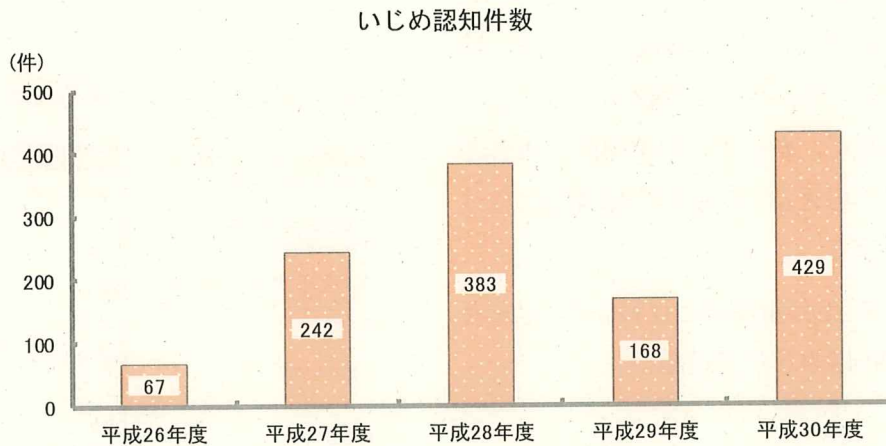
⑤ 生活保護世帯の児童・生徒数の推移

本市の生活保護世帯の児童数は年々増加していますが、生徒数は増減を繰り返しており、平成30年度で児童数が36人、生徒数が17人となっています。



⑥ いじめ認知件数の推移

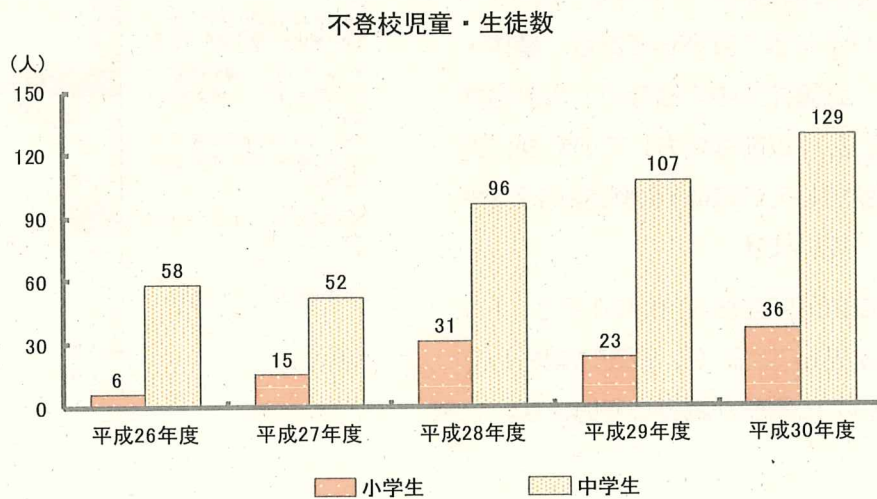
本市のいじめ認知件数は増加傾向となっており、平成30年度で429件と過去5年間で約6倍増加しています。



資料：市の統計

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、平成30年度で小学生が36人、中学生は129人となっています。



資料：市の統計

2 八代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査からみえる八代市の現状

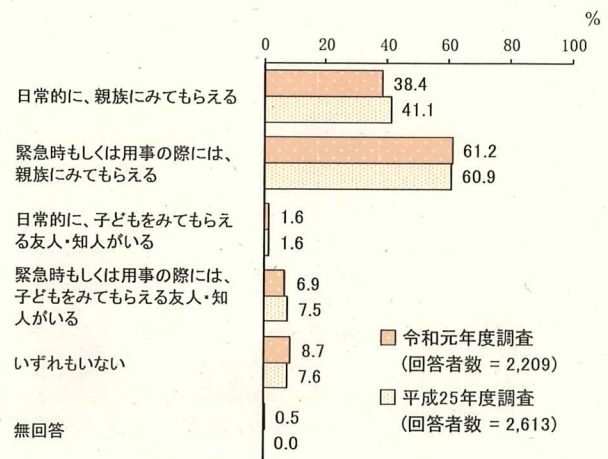
(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「緊急時もしくは用事の際には、親族にみてもらえる」の割合が61.2%と最も高く、次いで「日常的に、親族にみてもらえる」の割合が38.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

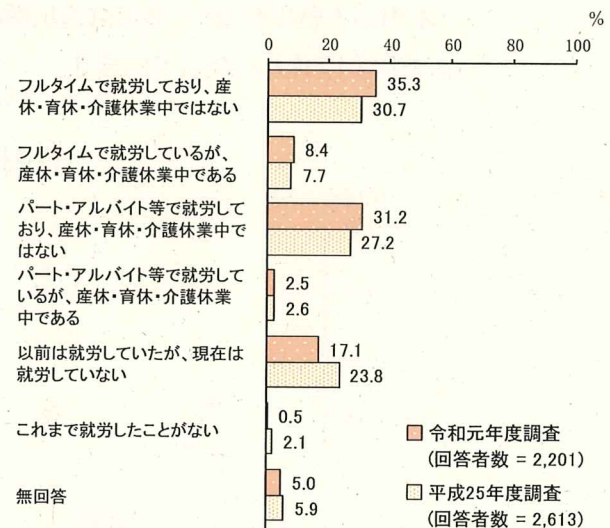


② 母親の就労状況

〔就学前児童保護者回答〕

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が17.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

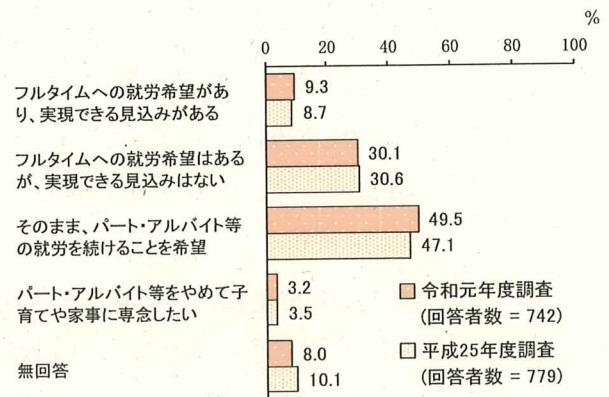


③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

〔就学前児童保護者回答〕

「そのまま、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が49.5%と最も高く、次いで「フルタイムへの就労希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が30.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



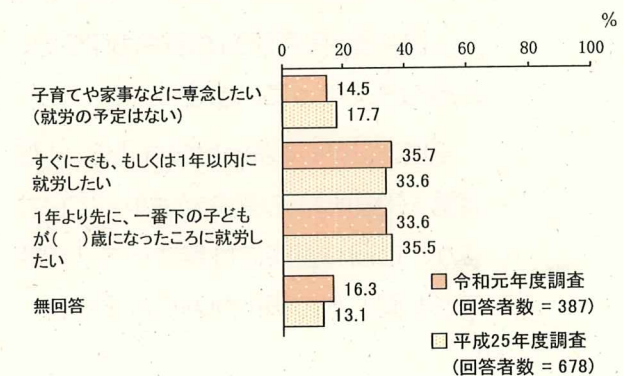
④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

〔就学前児童保護者回答〕

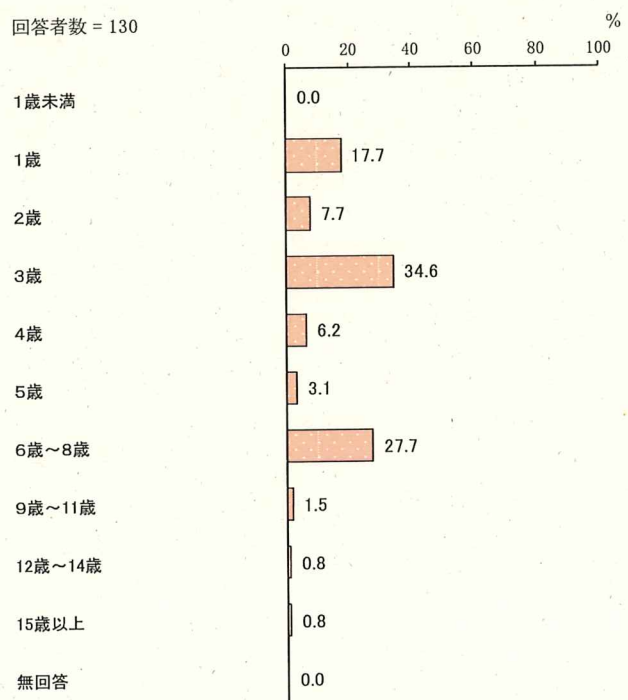
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が35.7%と最も高く、次いで「1年より先に、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」の割合が33.6%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が14.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

また、「1年より先、一番下の子どもが何歳の時に就労したい」については「3歳」の割合が34.6%と最も高く、次いで「6歳～8歳」の割合が27.7%、「1歳」の割合が17.7%となっています。



回答者数 = 130



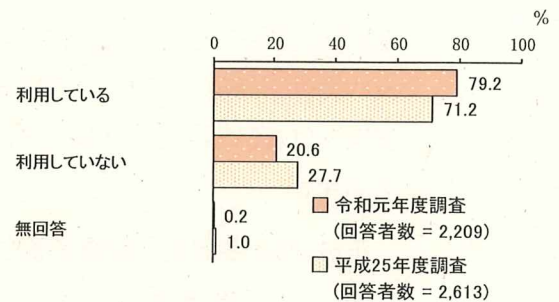
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

〔就学前児童保護者回答〕

「利用している」の割合が79.2%、「利用していない」の割合が20.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合が減少しています。

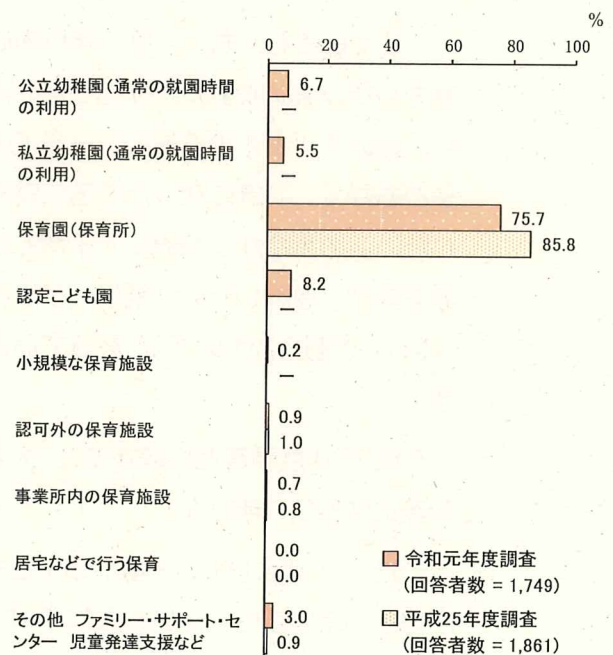


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「保育園(保育所)」の割合が75.7%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育園(保育所)」の割合が減少していますが、前回調査時には無かった「認定こども園」への移行がみられます。

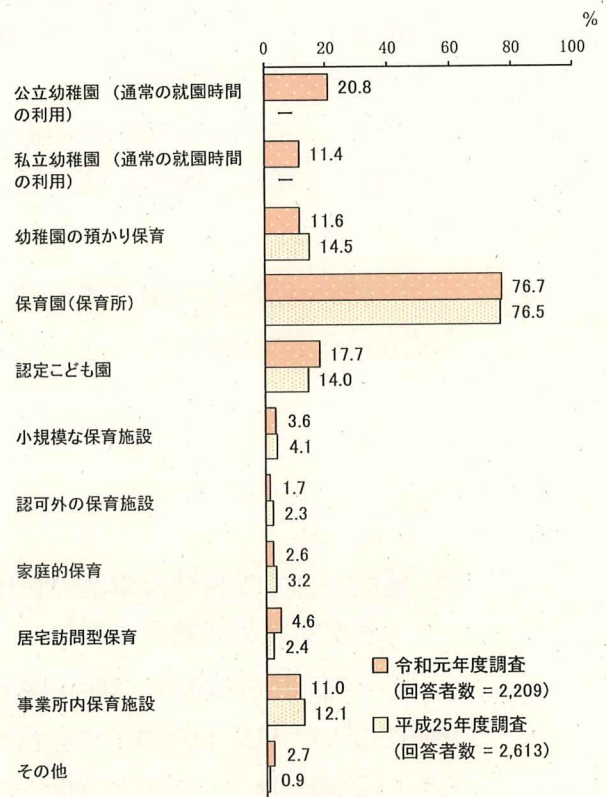


③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「保育園(保育所)」の割合が76.7%と最も高く、次いで「公立幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が20.8%、「認定こども園」の割合が17.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

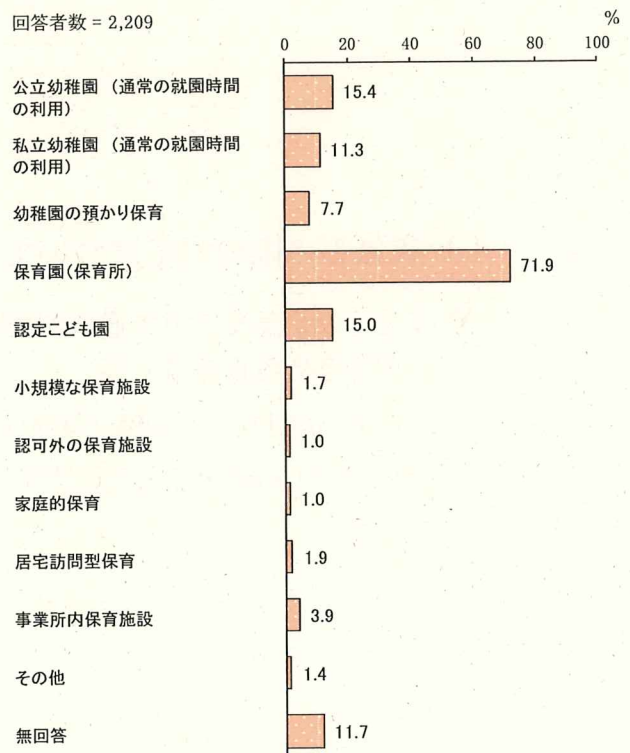


④ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「保育園(保育所)」の割合が71.9%と最も高く、次いで「公立幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が15.4%、「認定こども園」の割合が15.0%となっています。

回答者数 = 2,209



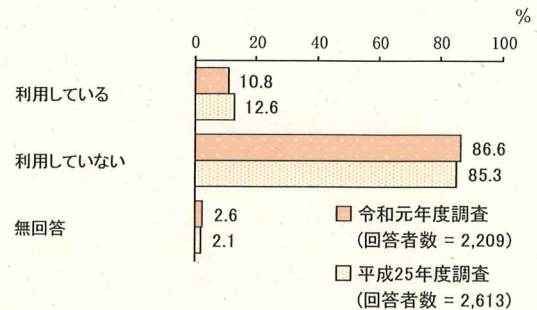
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

〔就学前児童保護者回答〕

「利用している」の割合が10.8%、「利用していない」の割合が86.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

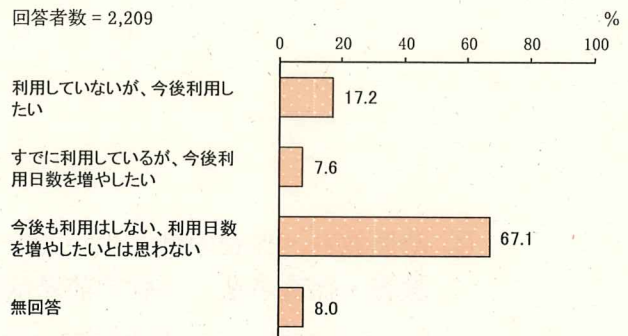


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

〔就学前児童保護者回答〕

「今後も利用はしない、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が67.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が17.2%となっています。

回答者数 = 2,209



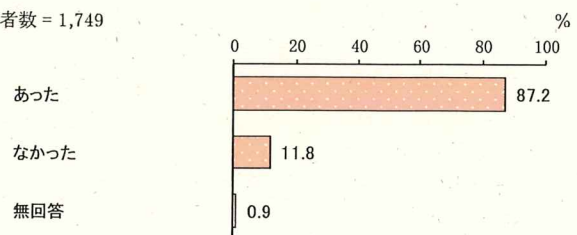
(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

〔就学前児童保護者回答〕

「あった」の割合が87.2%、「なかった」の割合が11.8%となっています。

回答者数 = 1,749

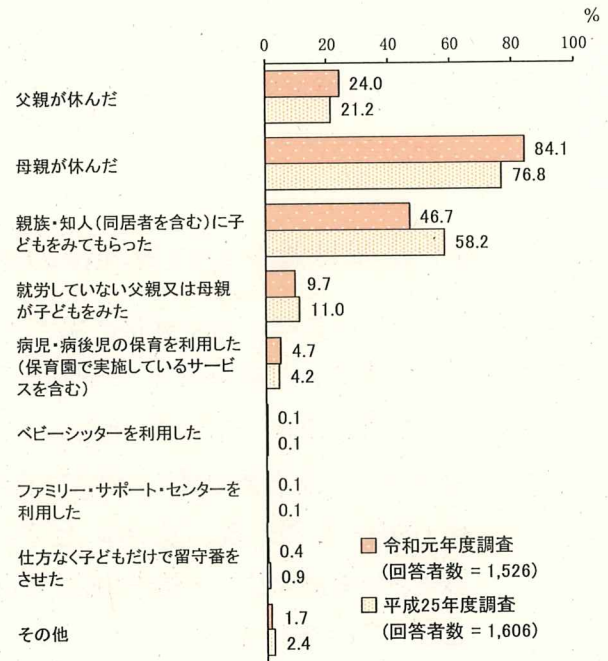


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「母親が休んだ」の割合が84.1%と最も高く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が46.7%、「父親が休んだ」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」の割合が増加し、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が減少しています。

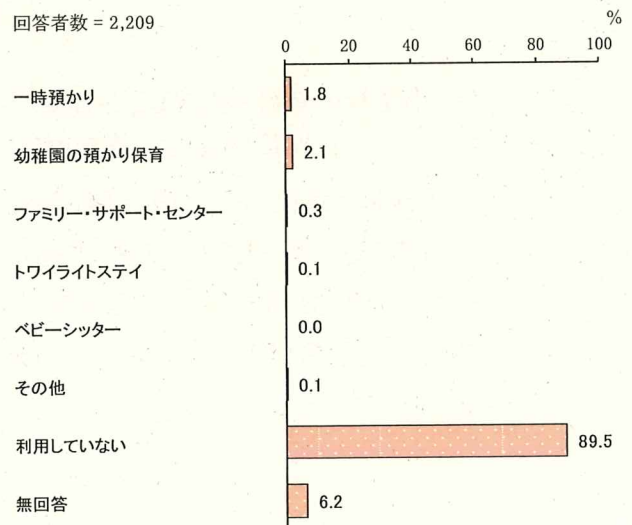


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「利用していない」の割合が89.5%と最も高くなっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

〔就学前児童保護者回答〕

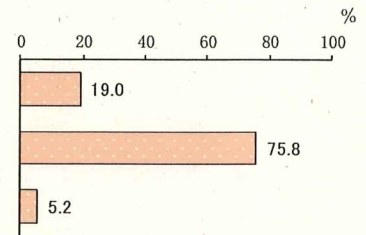
回答者数 = 2,209

「あった」の割合が19.0%、「なかった」の割合が75.8%となっています。

あった

なかった

無回答



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が38.1%、「習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が22.2%となっています。

回答者数 = 270

自宅

祖父母宅や友人・知人宅

習い事(ピアノ教室、学習塾など)

社会体育(部活動)

放課後児童クラブ〔学童保育〕

放課後子ども教室

その他ファミリー・サポート・センター放課後等デイサービス、タイムケア、児童館など

無回答



② 小学校の放課後に過ごさせたい場所

〔小学生児童保護者・複数回答〕

「自宅」の割合が65.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が43.2%、「社会体育(部活動)」の割合が27.0%となっています。

回答者数 = 4,441

自宅

祖父母宅や友人・知人宅

習い事(ピアノ教室、学習塾など)

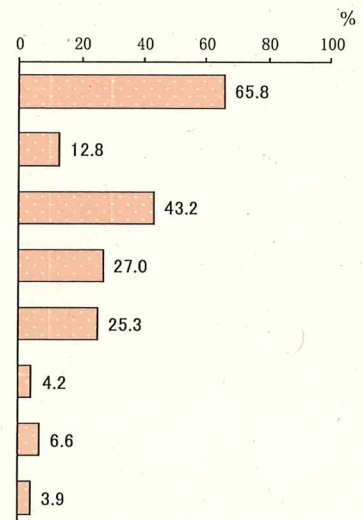
社会体育(部活動)

放課後児童クラブ〔学童保育〕

放課後子ども教室

その他

無回答



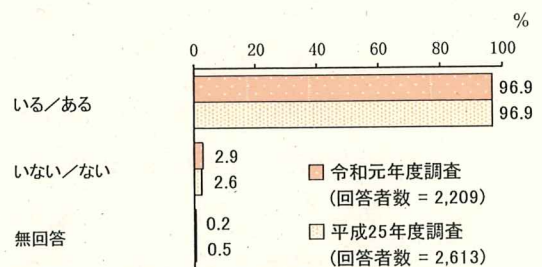
(7) 相談の状況について

① 気軽に相談できる人の有無

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「いる／ある」の割合が96.9%、「いない／ない」の割合が2.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

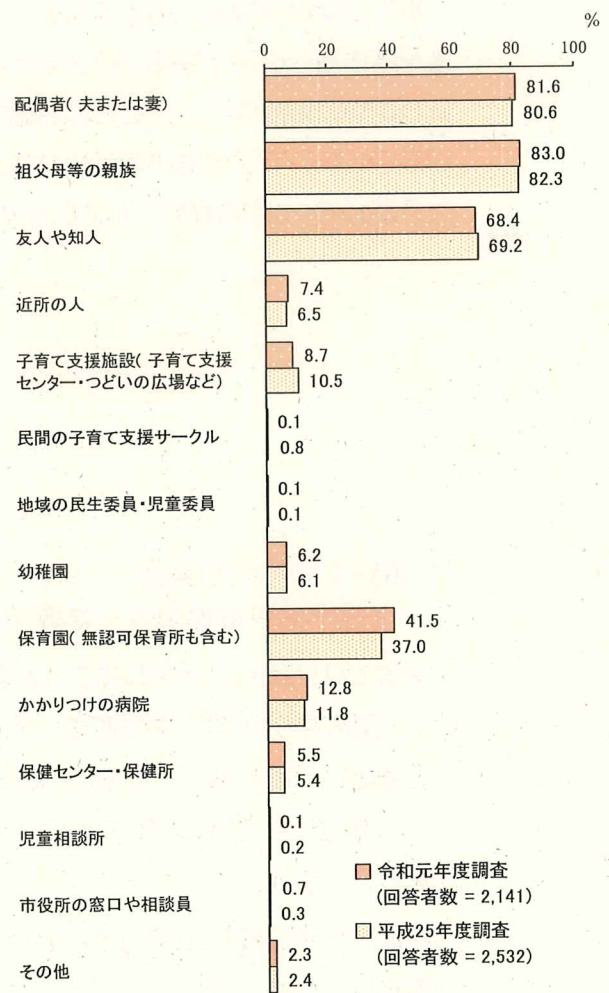


② 気軽に相談できる相談先

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「祖父母等の親族」の割合が83.0%と最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」の割合が81.6%、「友人や知人」の割合が68.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



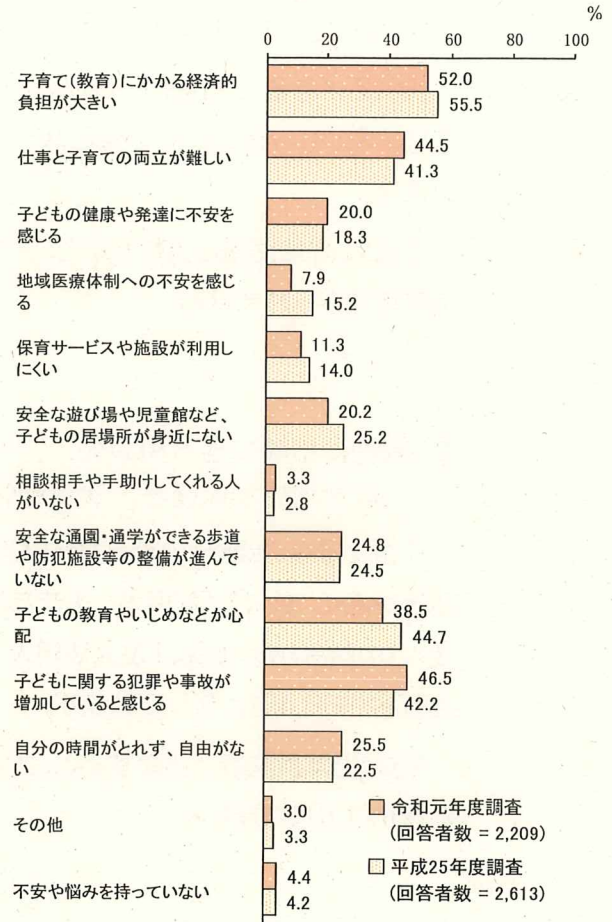
(8) 子育て全般について

① 子育てをするうえでの不安や悩み

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が 46.5%、「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が 44.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「地域医療体制への不安を感じる」「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が減少しています。

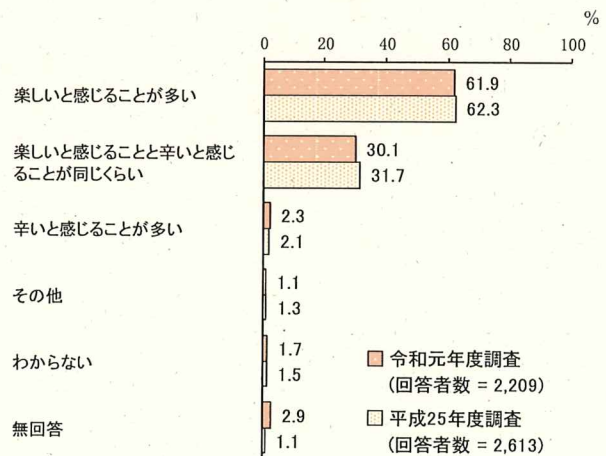


② 子育てに対する実感

〔就学前児童保護者・複数回答〕

子育ては、「楽しいと感じることが多い」の割合が61.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が30.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

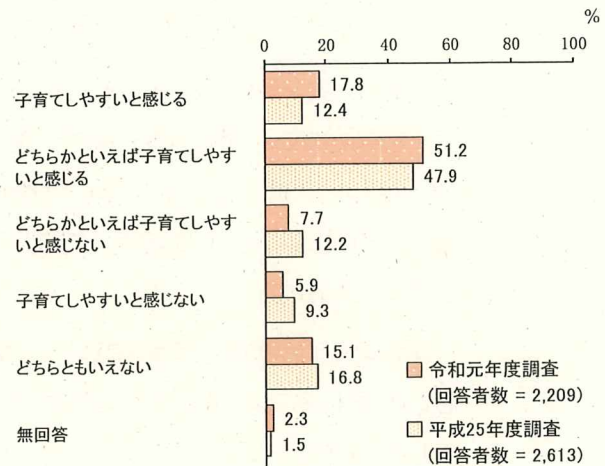


③ 本市における子育ての環境や支援の満足度

〔就学前児童保護者・複数回答〕

「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」をあわせた“子育てしやすいと感じる”の割合が69.0%、「どちらかといえば子育てしやすいと感じない」と「子育てしやすいと感じない」をあわせた“子育てしやすいと感じない”の割合が13.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、“子育てしやすいと感じる”の割合が増加しています。

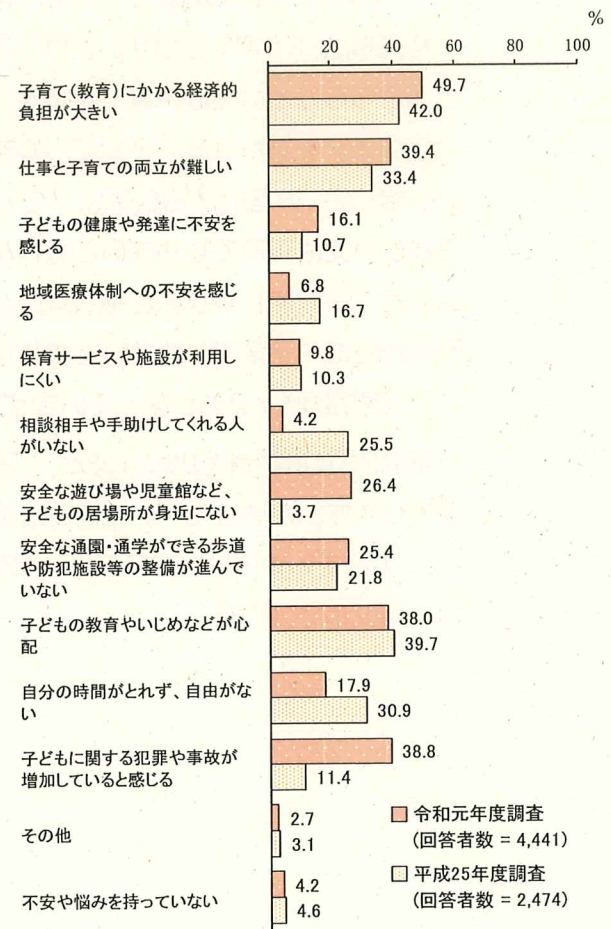


④ 子育てをするうえでの不安や悩み

〔小学生児童保護者・複数回答〕

「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」の割合が49.7%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が39.4%、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が38.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」「仕事と子育ての両立が難しい」「子どもの健康や発達に不安を感じる」「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が増加し、「地域医療体制への不安を感じる」「相談相手や手助けしてくれる人がいない」「自分の時間がとれず、自由がない」の割合が減少しています。

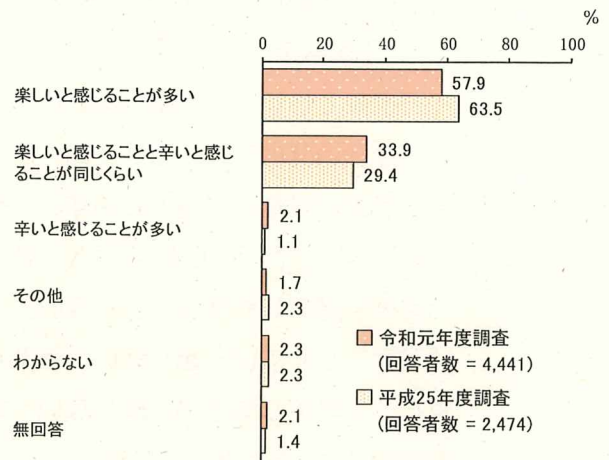


⑤ 子育てに対する実感

〔小学生児童保護者・複数回答〕

子育ては、「楽しいと感じることが多い」の割合が57.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が33.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「楽しいと感じることが多い」の割合が減少しています。

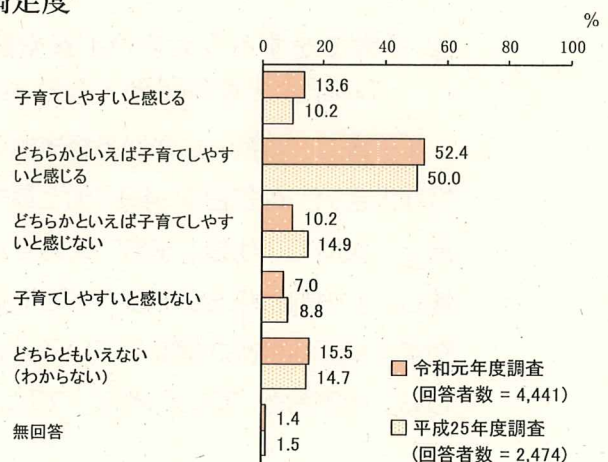


⑥ 本市における子育ての環境や支援の満足度

〔小学生児童保護者・複数回答〕

八代市は、「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」をあわせた“子育てしやすいと感じる”の割合が66.0%、「どちらかといえば子育てしやすいと感じない」と「子育てしやすいと感じない」と「子育てしやすいと感じない」をあわせた“子育てしやすいと感じない”の割合が17.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、“子育てしやすいと感じる”の割合が増加し、“子育てしやすいと感じない”の割合が減少しています。



3 熊本市子どもの生活に関する実態調査からみえる 八代市の子どもの貧困の現状

【調査対象者】 小学校5年生、中学校2年生の子ども及び保護者

【調査期間】 平成29年6月～7月

【回収状況】

		対象者数	回答数	回答率
小学校5年生	保護者	1,045	750	71.8%
	子ども	1,045	750	71.8%
中学校2年生	保護者	1,039	657	63.2%
	子ども	1,039	658	63.3%

(1) 本調査における貧困率について

(全国の子どもの貧困率を算出している国民生活基礎調査の手法に沿って相対的貧困率を算出)

- ・本調査における相対的貧困率を算出した結果、貧困率は15.9%となり、ひとり親世帯では56.9%でした。

【参考】※調査対象者や対象者数、調査手法等が異なるため単純に比較はできません。

	八代市	熊本県	国
調査名	平成30年熊本県子どもの生活に関する実態調査		平成28年国民生活基礎調査
子どもの貧困率	15.9%	15.0%	13.9%
ひとり親世帯の貧困率	56.9%	43.8%	50.8%

(2) 実態調査結果について

※ 調査結果においては、世帯の経済状況を

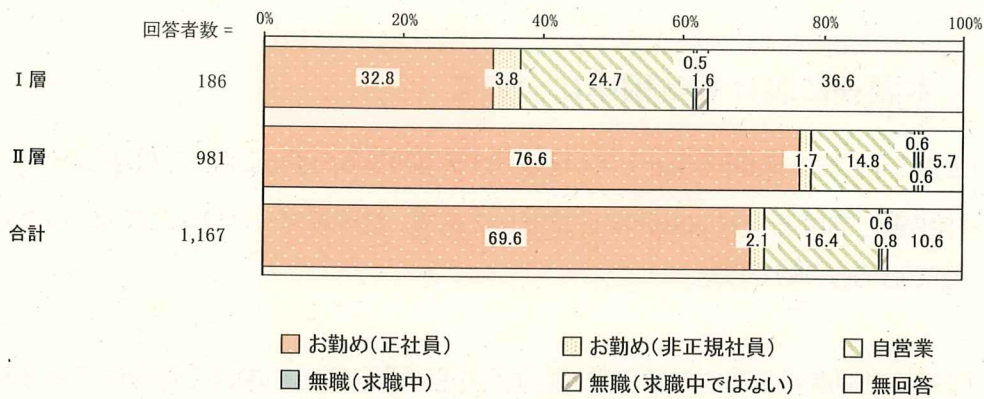
I層(貧困率を下回る層(15.9%)に属する回答者)、II層(それ以外の回答者)と区分し、集計を行っています。

① 父母の就業状況

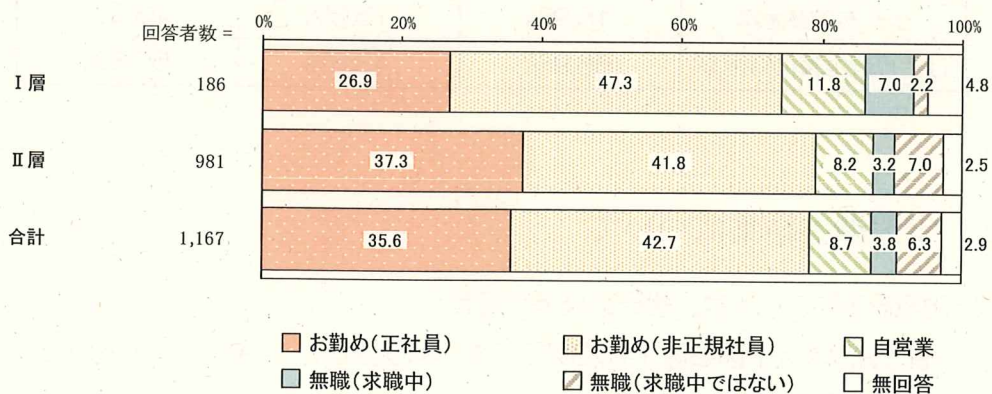
子どもの貧困問題を考えるうえで保護者や世帯の経済状況の要素は大きいですが、その基礎となる父母の就業状況について、父母のいずれもI層において「非正規社員」の割合が高く、「正社員」の割合が低くなっており、特に父において顕著な傾向が見られます。

(父が正社員の割合：I層 32.8%、II層 76.6%)。

【父（経済状況別）】



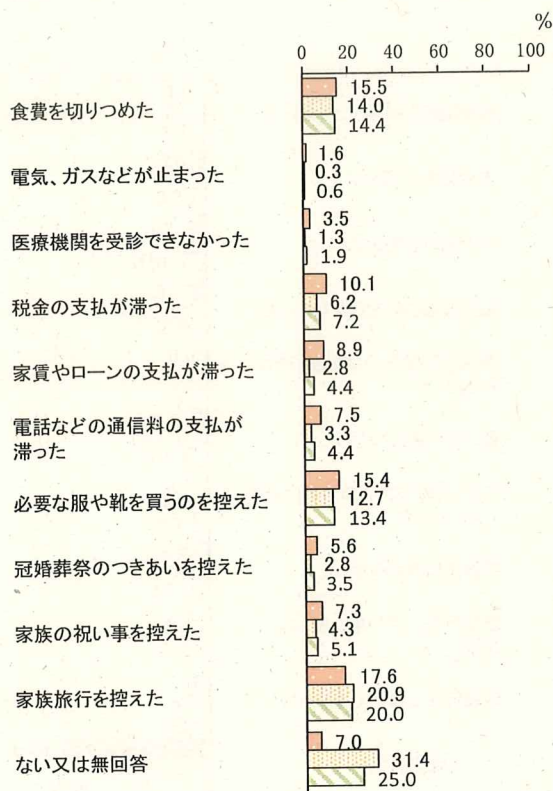
【母（経済状況別）】



② 世帯における経済的理由による経験（保護者・複数回答）

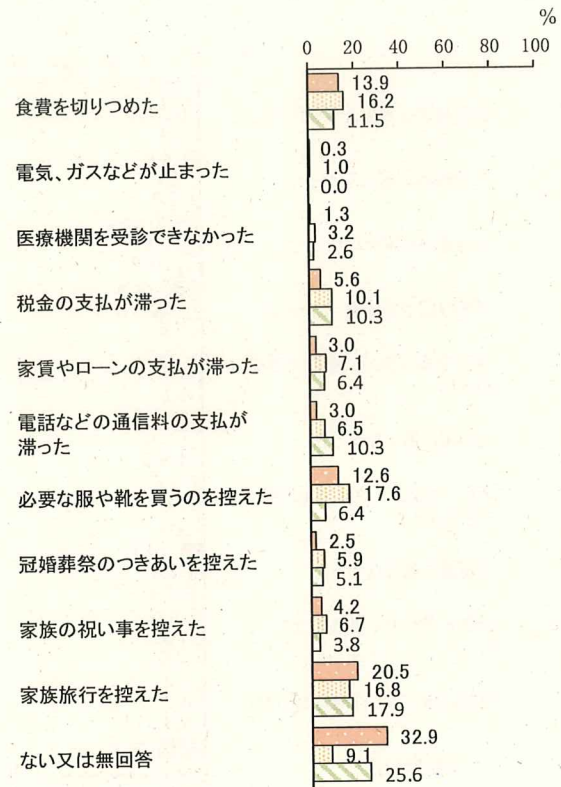
世帯における経済的理由による経験について、I層において全ての項目でII層よりも割合が高くなっていますが、特に、I層で「税金の支払が滞った」「家賃やローンの支払が滞った」「必要な靴や服を買うのを控えた」など、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住などの局面で大きな影響を与えていることが分かります。このことは、母子世帯においても同じ傾向が見られます。

【世帯での経済的理由による経験（経済状況別）】



■ I層
(回答者数 = 573)
□ II層
(回答者数 = 1,610)
□ 合計
(回答者数 = 2,183)

【世帯での経済的理由による経験（世帯類型別）】



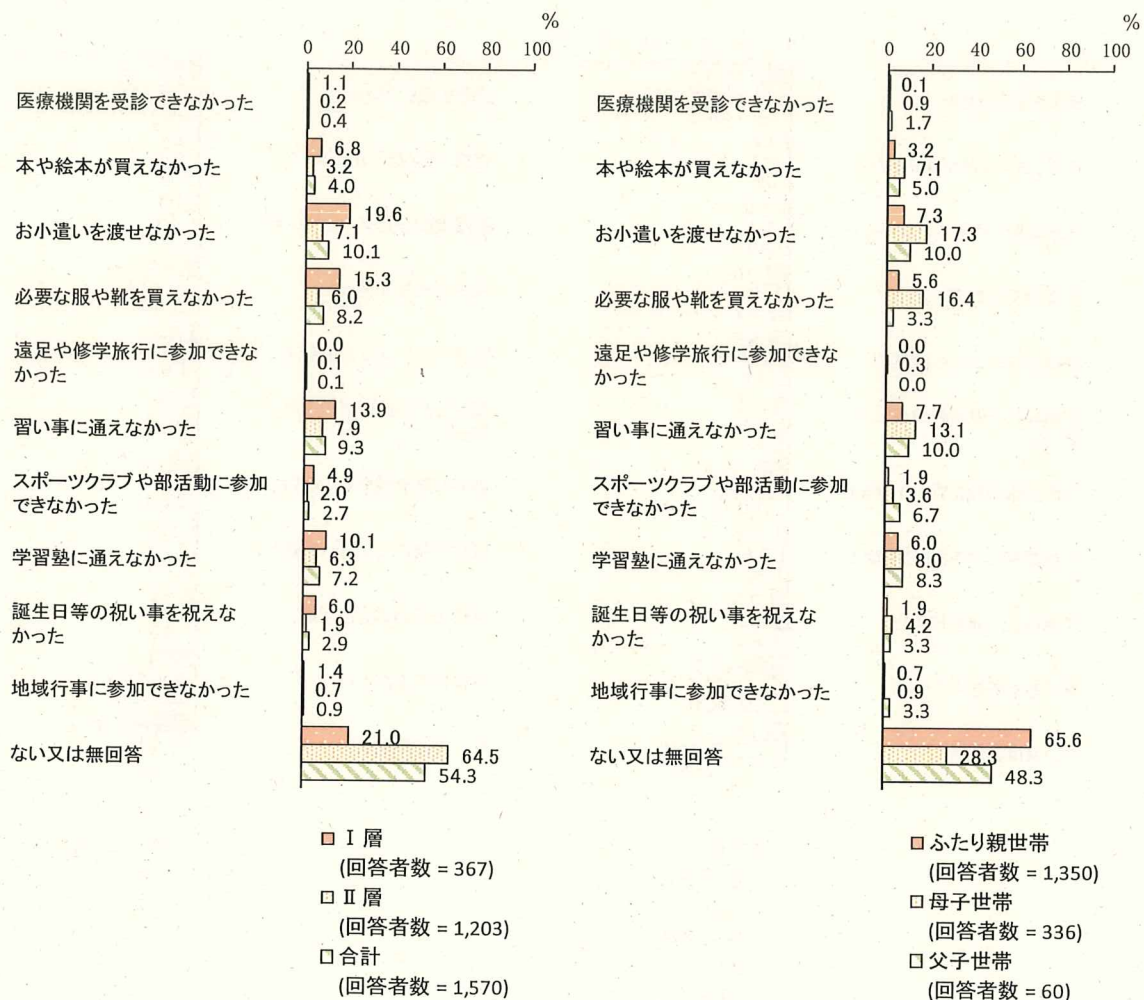
■ ふたり親世帯
(回答者数 = 1,816)
□ 母子世帯
(回答者数 = 495)
□ 父子世帯
(回答者数 = 78)

③ 経済的理由による子どもの経験（保護者・複数回答）

経済的理由により、子どもが希望したにもかかわらずできなかった経験について、I層において全ての項目でII層よりも割合が高くなっていますが、特に、I層で「お小遣いを渡せなかった」「必要な服や靴を買えなかった」「本や絵本が買えなかった」「学習塾に通えなかった」など、世帯の経済状況が子どもの生活にも大きな影響を与えていることが分かり、このことは、母子世帯においても同じ傾向が見られます。

【経済的理由による子どもの経験（経済状況別）】

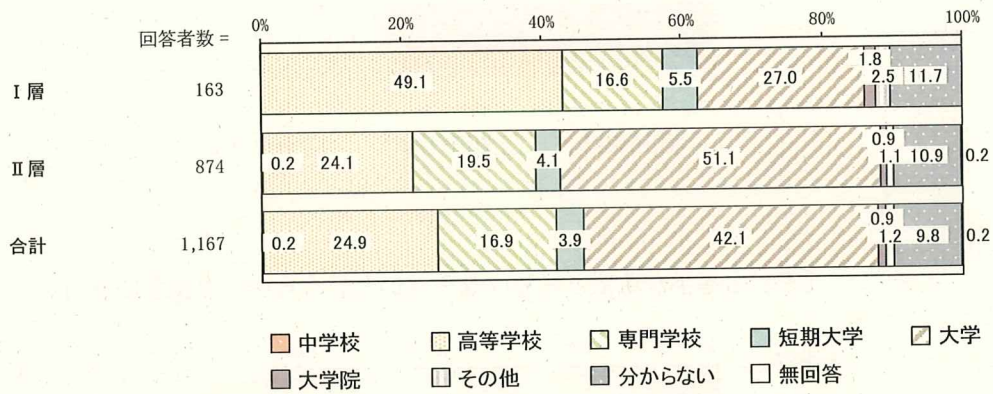
【経済的理由による子どもの経験（世帯類型別）】



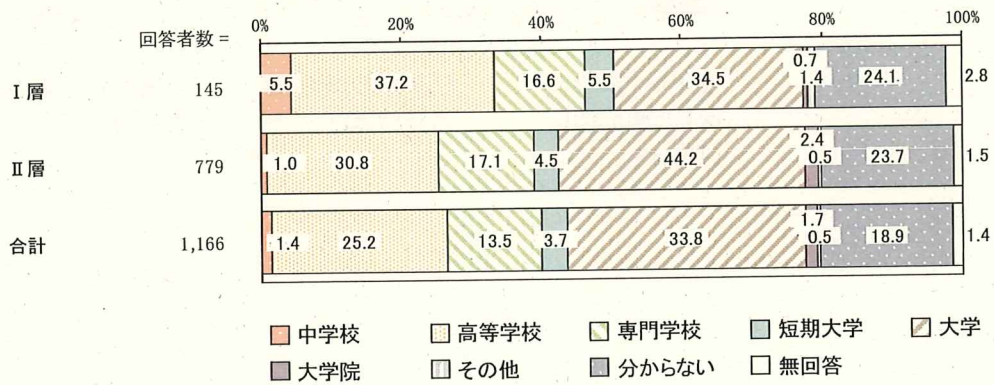
④ 教育環境

子どもの希望する進学先について、親子共に、I層は「高等学校まで」、II層は「大学まで」を回答する割合が高くなっています。また、進学の実現可能性もI層で低く、その理由として経済的負担を挙げる割合が高くなっています。

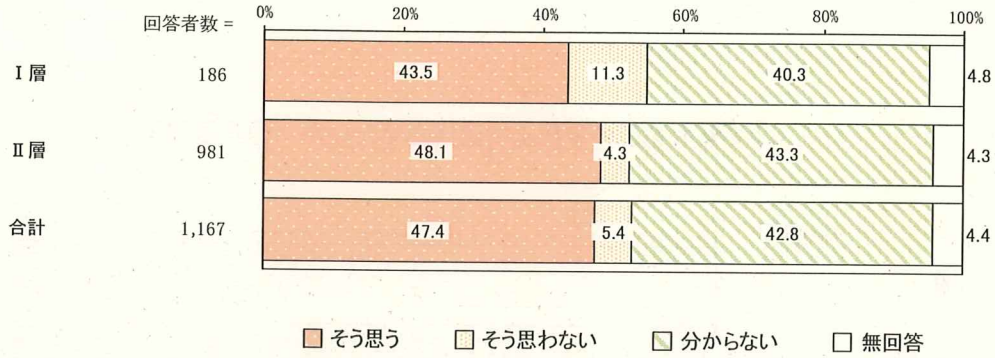
【子どもをどの学校まで進学させたいか（保護者回答）】



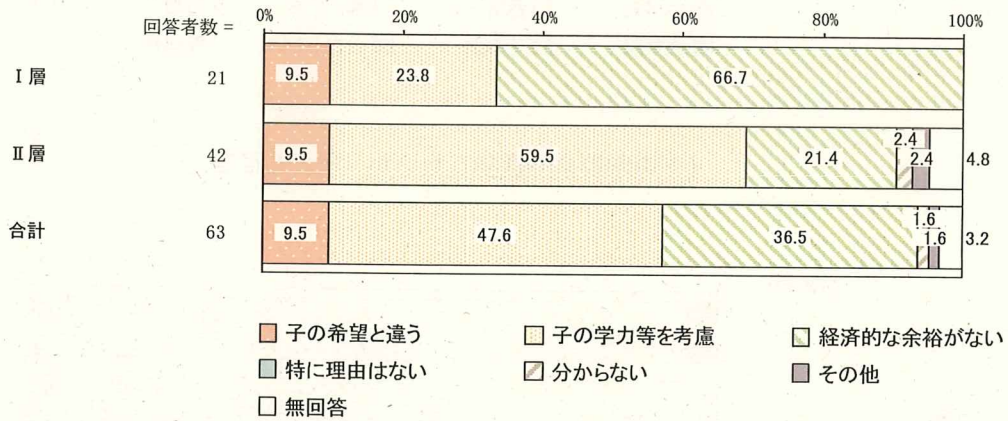
【どの学校まで進学したいか（子ども回答）】



【子ども進学の実現可能性（保護者回答）】



【子ども進学が希望どおりにならないと思う理由（保護者回答）】



4 八代市の子どもと家庭を取り巻く課題

第1期計画の基本テーマごとに、本市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

基本テーマ1 地域における子育て支援の充実

アンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は1割程度となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位ではありますが、近所の割合は低くなっています。

保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、保護者との交流の場や身近で気軽に相談できる場を充実することが必要です。

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消と女性の就業率の向上に対応するため保育所等の整備を推進しており、本市においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約6割半ばとなっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約4割、未就労の母親の就労希望の割合は約7割となっています。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加することが考えられます。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、教育・保育ニーズの量を適切に見込み、幼稚園、保育園の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

基本テーマ2 父性及び母性の確保と乳幼児等の健康の増進

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。また、若年者の出産や母親の育児ストレス、産後うつなど、出産や子育てに悩みを抱えている母親も増加しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が約1割、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない/ない」の割合が2.9%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。

相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

また、国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開をめざし、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、医療・保健の充実を図り、切れ目のない支援を実施することが必要です。

基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

国においては平成28年度のいじめの認知件数は32万3,143件であり、本市においても平成30年度では429件となっており、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、大きな課題となっています。

アンケート調査では、子育てをするうえでの不安や悩みは、「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が約4割となっています。

すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制の充実等、学校・行政・家庭・地域など社会全体で取り組むことが必要です。

また、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

さらに、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高める必要があります。

基本テーマ4 子どもの安全確保と生活環境の整備

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。そのような中、文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」により、教育委員会・学校・家庭・地域住民・警察・市町村の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策に取り組むよう示しています。

アンケート調査でも、子育てをするうえでの不安や悩みとして、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が46.5%、「安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない」の割合が24.8%、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」の割合が20.2%となっています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが課題となっています。

本市では、女性の就業率は全体的に増加しており、アンケート調査結果から、子育て世代においても就業している母親が増加しています。また、就労希望を持つ母親は約7割となっていることから、今後も共働き世帯の増加が予測されます。

また、子育てをするうえでの不安や悩みで、「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が44.5%となっており、働きながら安心して子どもを育てることができるよう、仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

基本テーマ6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、本市においても同様であり、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

国においては、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。本市においても同様であり、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、適切なサービスを結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、第1期計画の理念や方向性などを引き継ぎ、これからの八代市を担う子どもたちの健やかな成長を地域とともに支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちをめざします。

また、地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に「住みたい、住み続けたい」と思えるまちをめざします。

基 本 理 念

安心して子どもを産み育てることができるまち
やつしろ



2 基本的な視点

子どもは、社会にとって、未来をつくる力です。すべての子どもと家庭への支援を実現するため、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

また、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

このようなことから、本計画は、以下に掲げる10の視点で策定しました。

計画策定の10の視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) 多様なニーズに対応する視点
- (4) 地域社会全体で支援する視点
- (5) 仕事と生活の調和を実現する視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭を支援する視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) 子ども・子育て支援の質・量を充実する視点
- (10) 地域の実情に応じた視点

3 基本テーマ

(1) 地域における子育て支援の充実

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる機会や場所をつくるなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、子育て家庭の就労状況や保育ニーズ等に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子育て家庭に対する切れ目のない支援体制の推進

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅での子育て家庭を含むすべての子どもと家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組みを進めます。

また、子育て家庭の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもと母親が心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。全ての子ども・若者の健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

(4) 子どもの安全確保と生活環境の整備

すべての人が、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の確保、地域ぐるみの防犯体制の整備など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

子どもたちに対しては、有害環境や犯罪防止などの意識啓発に取り組みます。

(5) 仕事と子育ての両立支援の推進

安心して仕事と子育てが両立できるように、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画にもとづく子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(6) さまざまな困難を抱える子育て家庭への対応などきめ細やかな取組みの推進

障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や経済的な負担軽減などの支援施策の充実など、ひとり親家庭をはじめ困難を抱える家庭への対応を図ります。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本テーマ]

[基本施策]

安心して子どもを生き育てることができまちなち やつしろ

1 地域における子育て支援の充実

① 世代間や地域での交流の機会の提供

② 子育て関連団体の連携強化

③ 子どもや保護者が集える場所の確保

④ 子どもが活躍できる場の提供

⑤ 多様な保育・支援サービスの充実

2 子育て家庭に対する切れ目のない支援体制の推進

① 子育てに関する相談、情報体制の充実

② 生活リズムの乱れの改善と食育の推進

③ 性と生を学ぶ場の充実

④ 安心して子育てができる医療・保健の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 子どもを生き育てる意義の啓発

② 学校等における教育環境の整備

③ 子どもたちの生きる力を育むための地域づくり

[基本理念]

[基本テーマ]

[基本施策]

安心して子どもを生き育てることができるまち やつしろ

4 子どもの安全確保と生活環境の整備

① みんなが安心して歩けるまちづくり

② 子育てしやすい生活環境の整備

③ 子どもの有害環境対策や犯罪防止の推進

5 仕事と子育ての両立支援の推進

① 子育てにおける男女の意識改革

② 子育てを支援するための多様な働き方の実現

③ 子育て支援サービスの充実

6 さまざまな困難を抱える子育て家庭への対応などきめ細やかな取組みの推進


① 児童虐待防止対策及び支援体制の強化

② 家庭や社会における障がい児の受け入れ体制づくり

③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援の充実

④ ひとり親家庭の自立支援の推進

⑤ 子どもの貧困対策の推進



第4章 施策の展開

第1期計画の課題を整理し、第2期計画における取組み等をテーマごとにまとめています。

子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいきます。

基本テーマ1 地域における子育て支援の充実

基本施策① 世代間や地域での交流の機会の提供

基本方針

行政と地域との連携を進めながら、地域の人と子どもがふれあう機会を通して異年齢や世代間交流の機会を充実し、地域での子育て意識の高揚を図ります。



市民・地域の取組み

- 地域の住民自治組織における活動の推進
- 伝統文化継承の取組みを通じた世代間交流の実施
- 地域と子育て支援センターの交流促進
- 園児の施設入居者とのふれあい遊び・校区敬老会への参加
- 世代間を越えて支えあふ拠点となる地域の縁がわづくりの推進
- 家庭・地域・学校が連携したあいさつ運動や交流の促進
- 地域にある人材の活用による子育て支援の地域づくりの推進



行政の取組み

- 学校・地域社会の連携・協力による、教育講演会等の取組みの推進
- 保育園・幼稚園等における乳幼児と小・中・高校生との交流
- つどいの広場、子育て支援センターの地域における取組みの充実
- 地域の団体等との連携の推進

基本施策② 子育て関連団体の連携強化

基本方針

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力の再生のため、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域に根ざした支援活動の継続と拡大を目指します。

また、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、団体等の活動を支援するとともに、関係機関とのネットワークの強化を図ります。



市民・地域の取組み

- 子育てを支援する関係機関の連携及び情報の共有
- 子育て支援に係る相談等のコーディネートの実施
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の取組み



行政の取組み

- 関係機関のネットワークによる連携と総合的な情報提供の充実
- 市民活動団体一覧の作成・配布
- 市民活動ネットワーク交流会の開催
- 子育て支援ネットワークづくりの推進と支援ネットワーク連絡会議の開催
- 子育てを支援する関係機関の研修・学習会の実施

基本施策③ 子どもや保護者が集える場所の確保

基本方針

少子高齢化、核家族化の進行や地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がない等、地域のつながりが希薄化しつつあります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境整備のために、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図ります。



市民・地域の取組み

- おもちゃ広場の提供
- 絵本の読み聞かせ会等の実施
- 育児サークルなどの親同士の交流や、情報交換の場の提供



行政の取組み

- こどもプラザ、子育て支援センター等の子育て支援拠点づくりの推進
- 育児サークル等の情報提供

基本施策④ 子どもが活躍できる場の提供

基本方針

子どもたちが地域の中で、人と触れ合うことや、達成感を得ることができるよう、体験活動を提供する場所や、安全に外で遊べる環境づくりを目指します。

また、自然体験活動、社会体験活動、スポーツや文化芸術活動を通じて豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。



市民・地域の取組み

- 企業における体験学習の場の提供
- 子ども会活動の充実
- 小・中・高校生の地域における交流活動の推進



行政の取組み

- こどもエコクラブ事業の推進
- 小・中・高校生の交流活動の推進
- 自然とのふれあい、英会話等の体験学習教室等の開催
- 新・放課後子ども総合プランの推進
- 民間児童館への支援

基本施策⑤ 多様な保育・支援サービスの充実

基本方針

一時預かり保育、延長保育等、保護者の保育ニーズに応じた多様な教育・保育サービスを充実するとともに、保育の受け皿の拡大を支える保育人材の確保、保育の質の向上に向けた取組みを推進します。



市民・地域の取組み

- 就学前の子どもへの園開放、親子体験入園等の実施
- 保育園等における延長保育、一時預かり、休日保育等の実施



行政の取組み

- 保育園等における延長保育、一時預かり、休日保育等の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 個別ニーズに応じた利用者支援事業などの相談事業の推進
- あったかねっと等を活用した保育や子育て支援サービス等の情報提供体制の充実
- 保育士の就労のための支援及び育成
- 指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・育成

基本テーマ2 子育て家庭に対する切れ目のない支援体制の推進

基本施策① 子育てに関する相談、情報体制の充実

基本方針

子育てに必要な情報提供を充実するため、さまざまな媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。

また、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な問題等にも対応できるよう、相談窓口の体制を充実します。



市民・地域の取組み

- 子育てに関する情報提供の充実
- 地域と子育て支援センターの交流促進
- 民生委員・児童委員・主任児童委員などの地域人材を活かした相談の実施



行政の取組み

- 子育て世代包括支援センター、利用者支援事業、市民相談室等の子育てに関する相談窓口及び情報提供の充実
- 子育て支援と母子保健の連携強化及び相談体制の一元化の推進
- 関係機関等のネットワークの構築

用語解説

「子育て世代包括支援センター」

育児不安や虐待防止のため、保健師、助産師等の専門職が、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談に対応するとともに必要な支援の調整や関係機関との連絡調整などを行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供していく。

基本施策② 生活リズムの乱れの改善と食育の推進

基本方針

生涯を通して健康な生活を送るために、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図るため、地域や学校などの関係機関との情報交換、連携を強化します。



市民・地域の取組み

- 参加しやすい食育に関する体験活動の推進
- 食育に係る講座や勉強会の推進



行政の取組み

- 食育に係る情報発信・啓発活動の推進
- 食生活改善推進員と連携した地域における食生活改善活動の推進
- 各種検診や研修会等を通じた、乳幼児期からの望ましい生活リズムと食育の推進
- 小中学校における食育体験活動育成事業の推進



基本施策③ 性と生を学ぶ場の充実

基本方針

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取組みについて、関係機関と連携し促進します。



市民・地域の取組み

- 地域や幼稚園・保育園・学校の連携による情報共有
- 地域イベント等を通じた中学生・高校生による乳幼児とふれあう機会の充実



行政の取組み

- 幼稚園・保育園等における中学生・高校生による乳幼児とふれあう機会の充実
- 学校保健における性教育の充実
- 中学生・高校生へのデートDVの予防教育の実施
- 喫煙や薬物に係る啓発や講話の実施

基本施策④ 安心して子育てができる医療・保健の充実

基本方針

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、母子の保健事業の充実に取り組みます。
また、こども医療費の助成や、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応、養育支援事業等の他、県や医療機関等との連携を図りながら、小児医療体制及び周産期医療の充実を進めます。



市民・地域の取組み

- 八代市夜間急患センターにおける小児診療の推進
- 小児科専門医の休日等における当番制による診察等の取組み
- 乳幼児保育における看護師の配置基準による配置



行政の取組み

- 母子健康手帳交付時の相談・保健指導の充実
- こども医療費助成事業の実施
- 妊婦及び産婦健康診査の結果における保健指導の充実
- 要支援産婦への相談・保健指導の充実（産後ケア等の実施）
- 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問の実施
- 支援が必要な家庭の早期発見・早期対応、養育支援訪問等の実施
- 保・幼・小・中・支援学校によるフッ化物洗口の推進
- 認可外保育施設における内科・歯科健診の推進
- 養育支援体制の充実と関係者の連携強化
- 医療機関と連携した低出生体重児の支援
- 小児医療の充実
- 家族の健康づくりの支援

基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策① 子どもを生き育てる意義の啓発

基本方針

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生き育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、子どもを生き育てることの喜びを実感することができるよう、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発の充実に取り組みます。

また、家庭の子育て力、教育力を強化する支援や、そのための地域環境づくりを進めます。



市民・地域の取組み

- 地域や学校等における研修会や家庭教育学級等の実施
- 保育園や幼稚園での研修会の実施



行政の取組み

- 家庭における教育力の向上を図るための研修会・講座等の推進
- つどいの広場や子育て支援センターにおける活動の充実及び講座等の開催
- 研修会や家庭教育学級、親の学びプログラム、PTA研究大会等の推進

基本施策② 学校等における教育環境の整備

基本方針

児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実が図られるよう、学校図書館と市図書館の充実及び連携の強化に取り組みます。

また、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援といった、子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。さらに、子どもが困った時、悩んだ時に相談できるよう、身近に相談できる環境を整備します。



市民・地域の取組み

- 図書館等を活用した絵本の読み聞かせの実施



行政の取組み

- リサイクル図書の配布
- 親子で絵本を楽しむ機会の充実やおはなし会等の開催
- 出前図書館、巡回図書館の活用の促進
- 中・高校生の体験活動の場の充実
- 保・幼・小・中の連携による就学前教育の推進
- 保・幼・小・中・高の交流及びインターンシップの実施
- 学校支援員職員配置事業の推進（特別支援教育支援員、図書館支援等の配置）
- いじめ、不登校など支援が必要な児童・生徒及びその家庭への支援体制の充実
- 不登校児の相談や登校の支援
- SNSのリテラシー教育の推進

基本施策③ 子どもたちの生きる力を育むための地域づくり

基本方針

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中でさまざまな体験を通じて、生きていくための資質や能力を身につけていけるよう、幼稚園、保育園、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。

また、家庭や地域との連携を強化し、子どもたちの健全育成に社会全体で取り組むことができる環境の整備に取り組みます。



市民・地域の取組み

- 保・幼・小・中と地域とのネットワークによる連携
- 子育て関係機関の情報共有の実施
- 子育て関係機関のネットワークの展開
- 不登校や引きこもりの子どもたちの居場所づくり



行政の取組み

- 電話等による相談や訪問相談の実施及び相談窓口の周知啓発
(やつしろ子ども支援相談室、ヤングテレホンやつしろなど)
- 不登校や引きこもりの子どもたちの支援

基本テーマ4 子どもの安全確保と生活環境の整備

基本施策① みんなが安心して歩けるまちづくり

基本方針

だれもが、安心して歩くことができるような安全で快適な歩行空間の整備に取り組みます。また、明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備に取り組みます。

交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置など、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。



市民・地域の取組み

- 各学校での朝のあいさつ運動の実施
- 地域ぐるみで通学路での見守りを実施
- 安全マップの作成
- 避難訓練の実施
- 交通安全教室の実施



行政の取組み

- 学校における交通安全主任研修会の開催
- 八代市通学路安全プログラムの推進
- 保育園等における園外活動時の安全確保の推進
(おさんぽマップの作成、キッズ・ゾーンの設定など)
- 大気や水質調査等の実施及び情報提供
- 団体によるパトロール等の推進

用語解説

「キッズ・ゾーン」

保育園等が行う散歩などの園外活動時の安全確保を目的として設定された安全対策の重点区域のこと。

道路管理者、警察等と協議し、ゾーンの設定を行い、設定後は危険箇所への安全対策、自動車の運転手等に対する注意喚起を行う等の対策を考える。

関連語：スクールゾーン（小学校等の通学路）

基本施策② 子育てしやすい生活環境の整備

基本方針

子どもの安心・安全な居場所の確保を図り、子どもから高齢者まで、また障がいのある人や子育て世帯など、すべての人々が安心して快適に暮らせる生活環境の充実に取り組みます。



市民・地域の取組み

- 防犯や環境美化などの自治会活動の推進
- 公園の清掃活動の推進



行政の取組み

- 子どもの放課後の居場所づくりの推進
- 公園や安心して遊ぶことができる遊び場等の整備
- つどいの広場、子育て支援センターの地域における取組みの充実



基本施策③ 子どもの有害環境対策や犯罪防止の推進

基本方針

有害図書や、街中の看板・チラシなど、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しており、子どもたちが健全に成長することができるよう、地域のボランティア、学校、警察、関係団体などと連携し、よりよい環境づくりに取り組みます。

また、ノーメディアデー等の啓発により、情報モラル教育を行い、子どもの生活習慣の改善を図ります。



市民・地域の取組み

- 中学生、高校生に対する犯罪防止に関する教室等の実施
- 地域青少年指導員会議における指導員との情報交換と防犯指導の実施
- 各種キャンペーンの実施（薬物乱用防止、自転車力ギかけ）
- 不審者訓練等の実施
- 民間ボランティアパトロールの推進
- タバコや覚せい剤、シンナー、危険ドラッグなどの薬物に係る講話の実施
- 有害サイトなどを利用した性犯罪被害の防止対策の推進
- 地域・家庭におけるテレビ・ゲーム・スマホなどのメディア機器の適切な利用に関するルールづくりの推進（ノーメディアデーの実施など）



行政の取組み

- 保・幼・小・中と行政の連携による防犯体制の強化
- 保・幼・小・中における不審者に関する情報提供及び対応訓練の実施
- つどいの広場、子育て支援センターの地域における取組みの充実
- 子どもへの暴力に対する予防教育プログラムの実施
- 防犯対策のための八代市生活安全推進協議会の開催
- 道徳教育の推進
- 青少年の健全育成及び非行防止に係る環境浄化活動等の推進
- 青少年に対する相談、助言及び指導
- テレビ・ゲーム・スマホなどのメディア機器の適切な利用に関するルールづくりの啓発（ノーメディアデーなど）

基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進

基本施策① 子育てにおける男女の意識改革

基本方針

「第2次八代市男女共同参画計画」に基づき、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、あらゆる機会を通じた啓発を行うなど、市民一人ひとりの意識改革を図ります。

市民・地域の取組み

- 八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動への参加
- 家庭、地域における性別による固定的役割分担意識の解消

行政の取組み

- 「八代市男女共同参画計画」に即した施策の推進
- 八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動への支援
- 意識改革のための広報・啓発の推進



基本施策② 子育てを支援するための多様な働き方の実現

基本方針

国の働き方改革を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な教育・保育サービスの充実など、仕事と子育ての両立を支援するための環境づくりに努めます。



市民・地域の取組み

- 育児休業制度や介護休業制度の活用など、職場環境の改善に向けた取組み



行政の取組み

- 育児・介護休業制度等の普及・啓発
- 仕事と家庭、仕事と子育ての両立支援に関する広報・周知の推進
- 働き方改革の推進
- 保育園等における延長保育、一時預かり、休日保育等の充実



基本施策③ 子育て支援サービスの充実

基本方針

子育て家庭の支援を図るため、さまざまな子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減を図ります。



市民・地域の取組み

- 保護者の仕事や、病気のための一時預かり支援
- 放課後児童クラブの活動及び運営内容の充実



行政の取組み

- 第3子の保育料無料化の拡充
- 子育て支援サービスに関する情報提供体制の充実
- 子育て支援サービスの利用の促進
- 本計画に即した子育て支援事業の提供体制の充実
- 子育て支援サービスの質の向上
- 子育て支援サービスの利用者負担軽減の検討
- 障害児通所支援事業及び地域生活支援事業（日中一時支援）への支援の充実

基本テーマ6

さまざまな困難を抱える子育て家庭への対応などきめ細やかな取組みの推進

基本施策① 児童虐待防止対策及び支援体制の強化

基本方針

児童虐待の防止に向けて、福祉関係者をはじめ医療・保健・教育・警察等の専門機関との連携強化を図るとともに、それぞれに適切に対応できる人材の育成に取り組みます。

児童虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。



市民・地域の取組み

- 地域社会における児童虐待防止への理解の促進
- 悩みや問題を抱える親への相談対応
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携
- 地域子育て支援拠点との連携
- 子育てサークルによる講習、講座の開催



行政の取組み

- 要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携強化
- 児童虐待防止の啓発や研修の推進
- 子ども家庭総合支援拠点の設置
- 八代圏域児童発達支援センターによる療育機能の充実
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会での代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の実施
- 関係機関による家庭訪問の実施
- 児童虐待防止に係る周知、啓発

用語解説

「要保護児童対策地域協議会」

要保護児童の早期発見及び適切な保護、また要支援児童もしくは特定妊婦に適切な支援を図るため、関係機関等により構成される組織。児童等及びその保護者に関する支援内容の協議や情報の交換を行う。

「子ども家庭総合支援拠点」

すべての子どもとその家庭及び妊産婦などの課題に対して、実情を把握し、情報の提供を行い、家庭からの相談に応じ、調査、指導及び適切な支援を専門的に行うための拠点。

基本施策② 家庭や社会における障がい児の受け入れ体制づくり

基本方針

心身に障がいのある子どもやその家庭が地域で安心して暮らせるように、状況に応じたサービスの充実を図り、保育・教育施設における受け入れの推進や就学支援を含めた教育支援・療育体制の整備を進めます。

また、障がいのある子どもが利用しにくい道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。



市民・地域の取組み

- NPO法人による障がい児の受け入れ
- 学生への障がい児保育の講義等の実施



行政の取組み

- 関係者への発達障がい児に係る研修の充実
- 「八代市障がい児福祉計画」に即した施策の推進
- 障害福祉サービスや障害児通所支援サービスの実施
- 障がい児支援のための相談支援事業の充実
- 保育園・幼稚園における障がい児の受入れの推進
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの推進
- 特別支援教育の充実(ユニバーサルデザイン、合理的配慮、個別の教育支援計画)
- バリアフリーマップの充実と利用促進
- 八代圏域児童発達支援センターによる療育機能の充実
- 地域療育ネットワーク会議の開催
- 発達障がい児の支援
- 乳幼児健診時の相談、支援

基本施策③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援の充実

基本方針

外国籍の家庭の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援を行っていきます。



市民・地域の取組み

- 国際理解向上を目的とした多文化共生講座や国際交流イベントへの参加
- 外国人市民向けの日本語指導や外国にルーツを持つ子どもを支援する民間団体の活動の充実



行政の取組み

- 日本語指導を必要とする子どもが通う小・中学校への日本語指導員の派遣
- 外国人市民向けの日本語指導や外国にルーツを持つ子どもを支援する民間団体の活動支援
- 行政主導による外国人市民向け地域日本語教室の実施

基本施策④ ひとり親家庭の自立支援の推進

基本方針

ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進します。



市民・地域の取組み

- 八代市ひとり親家庭福祉協議会によるひとり親家庭に関する活動や相談支援



行政の取組み

- ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業）の推進
- ひとり親家庭等の福祉の充実
- 母子・父子自立支援員による相談と就労支援の実施

基本施策⑤ 子どもの貧困対策の推進

基本方針

経済的な困難を抱える家庭に対し、相談窓口の情報等を提供するとともに、経済的な負担軽減などの支援を図ります。

また、子どもの貧困の連鎖を防ぎ、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの生活や学びが保障されるよう、必要な環境整備と教育の充実を図ります。



市民・地域の取組み

- 子ども食堂への取組み
- 学習支援ボランティア事業の取組み



行政の取組み

- 子ども食堂への支援
- 子どもの学習支援への取組み
- 生活困窮世帯やひとり親家庭等への支援施策の推進
- 庁内関係部署等による連絡会の設置

用語解説

「子ども食堂」

地域の住民、企業、団体などが主体となり運営する、誰でも無料もしくは低額で食事などを行うことができる地域コミュニティの場。



第5章

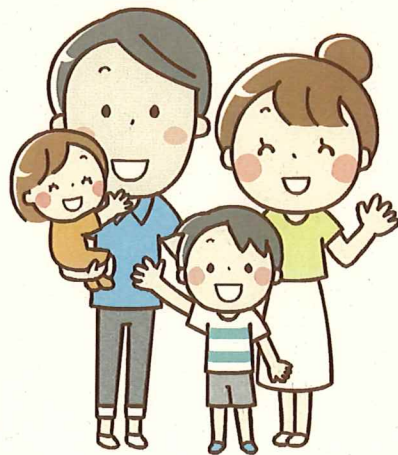
教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

第1期計画では、この教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、保育園等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育や事業の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。

本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。



2 子どもの人口の見込み

0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	896	886	874	862	848
1歳	879	918	908	896	884
2歳	942	885	924	914	902
3歳	969	947	889	928	918
4歳	1,032	970	948	890	929
5歳	998	1,033	971	949	891
6歳	1,060	994	1,029	968	946
7歳	1,006	1,059	993	1,028	966
8歳	1,072	1,004	1,057	992	1,027
9歳	1,063	1,070	1,002	1,055	990
10歳	1,071	1,067	1,075	1,006	1,059
11歳	1,075	1,073	1,070	1,078	1,008
合計	12,063	11,906	11,740	11,566	11,368

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	2,999			1,821	896
量の見込み（A）	277	278	2,332	1,458	382
確保量					
幼稚園	660				
認定こども園（幼稚園部分）	175				
認定こども園（保育園部分）		268		145	52
保育園		2,327		1,253	425
地域型保育事業				33	5
確保量合計（B）	835	2,595		1,913	
過不足（C）＝（B）－（A）	558	▲15		73	

【 令和3年度 】

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	2,950			1,803	886
量の見込み（A）	273	273	2,294	1,443	377
確保量					
幼稚園	660				
認定こども園（幼稚園部分）	175				
認定こども園（保育園部分）		268		145	52
保育園		2,327		1,253	425
地域型保育事業				33	5
確保量合計（B）	835	2,595		1,913	
過不足（C）＝（B）－（A）	562	28		93	

教育・保育の量の見込みと確保策 【最終版】 計画書P75、76

※最終版は、R4年度から保育所1園が認定こども園に移行する内容を反映しております。
過不足は、前日送付しました内容から変更はありません。

【令和4年度】

認定区分		令和4年度(変更後)				
		1号(3-5歳)	2号(3-5歳)		3号	
			教育を希望	左記以外	1、2歳	0歳
量の見込・確保方策						
児童数(推計)		2,808			1,832	874
量の見込	量の見込	260	2,444		1,466	372
			260	2,184		
	計(教育部分/保育部分)①	520		4,022		
確保方策	幼稚園	645	—			
	認定こども園(幼稚園部分)	160	—			
	認定こども園(保育園部分)	—	373		187	70
	保育所	—	2,199		1,198	398
	地域型保育事業		—		33	5
	計(教育部分/保育部分)②	805	2,572		1,891	
過不足(②-①)		545	128		53	

【令和5年度】

認定区分		令和5年度(変更後)				
		1号(3-5歳)	2号(3-5歳)		3号	
			教育を希望	左記以外	1、2歳	0歳
量の見込・確保方策						
児童数(推計)		2,767			1,810	862
量の見込	量の見込	256	2,408		1,449	367
			256	2,152		
	計(教育部分/保育部分)①	512		3,968		
確保方策	幼稚園	645	—			
	認定こども園(幼稚園部分)	160	—			
	認定こども園(保育園部分)	—	373		187	70
	保育所	—	2,199		1,198	398
	地域型保育事業		—		33	5
	計(教育部分/保育部分)②	805	2,572		1,891	
過不足(②-①)		549	164		75	

【令和6年度】

認定区分 量の見込・確保方針		令和6年度(変更後)				
		1号(3-5歳)	2号(3-5歳)		3号	
			教育を希望	左記以外	1、2歳	0歳
児童数(推計)		2,738		1,786	848	
量の 見込	量の 見込	253	2,382		1,430	361
			253	2,129		
計(教育部分/保育部分)①		506		3,920		
確保 方針	幼稚園	645	—			
	認定こども園(幼稚園部分)	160	—			
	認定こども園(保育園部分)	—	373	187	70	
	保育所	—	2,199	1,198	398	
	地域型保育事業		—	33	5	
	計(教育部分/保育部分)②	805	2,572	1,891		
過不足(②-①)		552	190	100		

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

子育て親子の交流の場である「こどもプラザわくわく」内に子育て相談窓口を設置し、相談業務を行っています。

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
設置箇所(基本型)	1	1	1	1	1
設置箇所(母子保健型)	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

これからも、子育て支援専門員を配置し、広報誌、ホームページ等を活用し、事業の周知を図るとともに、相談に応じていきます。

また、令和2年度からは、子育て世代包括支援センターの設置に伴い、あらたに、母子保健型の利用者支援事業を開始します。基本型とあわせ、相談体制の充実を図ります。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間利用人数	1,767	1,550	1,389	1,390	1,597
箇所数	47	48	47	47	47

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,538	1,481	1,448	1,429	1,411
確保策 (B)					
利用人数(人/年)	1,538	1,481	1,448	1,429	1,411
箇所	47	47	47	47	47

【 今後の方向性 】

現状の受け入れ体制を維持しながら、利用者のニーズに応じて対応していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用児童数	1,202	1,299	1,389	1,363	1,415
箇所数	37	38	38	39	40

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,434	1,457	1,479	1,501	1,520
1年生	517	503	530	523	524
2年生	387	423	403	438	422
3年生	266	258	275	272	289
4年生	118	123	117	129	125
5年生	80	81	84	82	89
6年生	66	69	70	57	71
確保策 (B)	1,434	1,457	1,479	1,501	1,520
箇所数	40	41	42	43	44

【 今後の方向性 】

平成30年9月に国で策定された「新・放課後子ども総合プラン」に即し、放課後児童クラブの計画的な整備等を進めます。

※新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進める。

- 放課後児童クラブの設置については、未設置の小学校区があり、また利用ニーズが高く既存のクラブでの受入れが困難な小学校区も見受けられる状況にあることから、未設置の小学校区への新設や、利用ニーズの高い小学校区への増設について計画的な整備を行います。
- 現在活動している自主クラブ（11クラブ）について、各クラブの要望等を踏まえながら委託の実施を進めます。
- 放課後子ども教室は、現在、実施している小学校区（3校区：郡築小・昭和小・泉小）において継続して実施し、地域や学校の実情に応じ、拡大を図ります。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携による実施や、余裕教室等の学校施設の活用の推進については、教育委員会と福祉部局で連携し、定期的に協議を行います。また、「八代市放課後対策事業運営委員会」や「総合教育会議」等での協議や意見を踏まえて、総合的な放課後対策事業の推進を図ります。
- 放課後児童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、障がい児の受入れを促進します。
- 放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定を促します。
- 県、市等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの役割をさらに向上させます。
- 市のホームページや広報紙、放課後児童クラブからの発信による、放課後児童クラブの情報周知を推進します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
ショートステイ 年間延べ利用人数	381	205	94	156	130
トワイライトステイ 年間延べ利用人数	344	620	525	381	460
箇所数	2	2	2	2	2

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)					
ショートステイ	212	209	205	202	199
トワイライトステイ	353	349	341	336	332
確保策 (B)					
ショートステイ	212	209	205	202	199
トワイライトステイ	353	349	341	336	332
箇所数	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

利用数については年度によりばらつきはありますが、保護者が家庭において一時的に養育が困難な場合に、平日のみならず、夜間、休日の一時預かりを行っており、必要性は十分にあると考えます。

今後も、安心して子育てできる環境を整備し、子育て支援が図られるよう、事業を実施します。また、事業の内容などを「やつしろあったかねっと」や広報誌等を活用し、定期的な周知に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが直接訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ訪問件数	966	985	972	890	874

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	896	886	874	862	848
確保策	・八代市の保健師・助産師等で対応				

【 今後の方向性 】

- 第1子の家庭など、希望に応じて、生後1か月以内の早い時期での訪問を行い、安心して子育てができるために必要な支援や助言を行っていきます。
- 未訪問者の中には支援が必要な家庭があると思われることから、関係機関との連携を図ることで、状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。
- 産後うつ等、支援の必要な産婦を早期に発見し、産後うつや虐待予防に努めていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、家庭における安定した養育が実施できるよう、育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間利用人数	929	1,043	609	717	540

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	160	160	170	170	180
確保策	・八代市の保健師等で対応				

※現状と量の見込の差について

令和2年度の「八代市子育て世代包括支援センター」設置にあわせ、これからは、支援プラン等に基づき、より専門性の高い支援を必要とするもののみを本事業の対象とすることしたため、これまでの実績とこれからの見込量との差が生ずることとなっています。

支援の在り方を変更するものではなく、これまでどおり、支援が必要な家庭等には支援を継続していきます。

【 今後の方向性 】

○保健師等による訪問を実施し、必要に応じて支援プランを作成し、プランに基づき、関係機関と連携を図りながら必要な支援や助言を行っていきます。

○特に、支援が必要な家庭の早期発見に努め、必要なサービスにつなげていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
月間延べ利用人数	5,148	4,952	4,558	4,462	3,654
箇所数	9	9	9	9	9

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	4,578	4,527	4,554	4,494	4,426
確保策 (B)					
参加人数 (人日/月)	4,578	4,527	4,554	4,494	4,426
箇所数	9	9	9	9	9

【 今後の方向性 】

○既存の9施設において、子育て中の親子の交流の場の提供や、子育てに関する様々な情報提供を行うことで、保護者の孤立感や不安感を緩和し、子どもの健全育成を促進します。また、さらに事業の広報・周知を行い、利用の促進を図る。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
幼稚園での利用	12,722	13,536	16,772	16,431	15,841
箇所数	4	4	4	4	4
保育園での一時預かり	6,510	6,374	6,346	6,900	6,800
箇所数	35	35	33	33	34

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)					
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,152	13,920	13,250	13,057	12,920
2号認定による 定期的な利用	6,716	6,606	6,288	6,196	6,131
確保策 (B)					
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,152	13,920	13,250	13,057	12,920
箇所数	4	4	4	4	4
2号認定による 定期的な利用	6,716	6,606	6,288	6,196	6,131
箇所数	34	34	34	34	34

【 今後の方向性 】

保育園、幼稚園等における一時預かりについては、利用ニーズを踏まえながら、受け入れ態勢の検討、継続を行います。

(9) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ利用人数	1,246	1,220	1,156	985	1,286
箇所数	3	3	3	3	4

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,328	1,311	1,296	1,276	1,252
確保策 (B)	1,328	1,311	1,296	1,276	1,252
箇所数	4	4	4	4	4

【 今後の方向性 】

利用数については、疾病の流行に影響はあるものの、登録児童数、利用数ともに安定しており、事業の状況は順調であると考えます。今後も、病児の健全な育成と、保護者の就労等を支援するため、事業を継続して実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用会員数	945	689	788	598	707
活動件数	394	561	654	479	200
箇所数	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	634	625	611	603	595
確保策(B)	634	625	611	603	595
箇所数	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

- 活動が円滑に進むように、提供会員の確保に努めます。
- 保護者に対し、広報誌、ホームページ等を利用した周知を図り、会員数の増加に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、公費負担により医療機関における妊婦に対する定期的な健診を行う事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間利用人数	1,532	1,487	1,457	1,433	1,300

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,410	1,390	1,370	1,350	1,330
確保策	・市が契約する熊本県内の医療機関69箇所				

【 今後の方向性 】

- 妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」と「妊婦歯科健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用を助成します。
- 妊娠中の母体や胎児の異常を早期に発見し、適切な管理・治療に結びつけることができるよう、定期受診勧奨を行います。
- 心身ともに安定した環境で母体管理ができるよう、健診結果で指導が必要となった方への保健指導を実施します。
- 熊本型早産予防事業（膣分泌物検査、妊婦歯科健康診査）の導入により早産の予防及び低出生体重児の出生の減少を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

市が定めた保育料以外の教材費、園外活動等の行事費、給食費（幼稚園等）などの実費徴収に対して、低所得世帯等の負担軽減を図るため、補足給付を行います。

【 今後の方向性 】

平成28年度から、保育園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する生活保護世帯の子どもを対象に、教材費や行事費などの実費徴収の費用について補足給付を実施しています。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、国の子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する年収360万円未満相当の世帯の子ども及び、第3子以降の子どもを対象に、副食費（給食費のうち、おかずやおやつなどの材料費）について補助しています。

事業を継続して実施します。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援法による制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

新たに運営を開始する認定こども園や小規模保育事業等の事業者に対し、巡回支援等を実施します。

【 今後の方向性 】

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

特別な支援が必要な子どもを受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持った認定こども園の移行や幼稚園による長時間の預かり保育の支援に取り組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(2) 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、保幼小連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための幼児教育・保育の無償化による利用給付を円滑に利用できるよう、適切な支給を行います。また必要な情報提供を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や手続きの簡素化など利便性に配慮し、給付を行います。



第6章 計画の推進

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「八代市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を検討します。

なお、5章の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用ニーズに鑑みながら、必要に応じて、翌年度以降の見直しを行い、事業を実施することとしています。

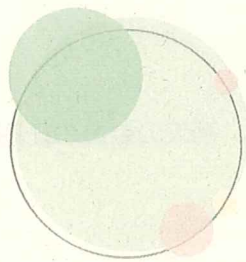
PDCAサイクルのイメージ



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携しながら推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。



參考資料

1 八代市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 1 日 条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、八代市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関係する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2期八代市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 熊本県八代市 健康福祉部 こども未来課
〒866-8601
熊本県八代市松江城町 1-25 仮設庁舎東棟 1階
TEL 0965-33-8721 FAX 0965-33-4279
E-mail kodomo@city.yatsushiro.lg.jp
